

児玉町文化財調査報告書 第9集

真下境東遺跡

児玉町内遺跡群保存事業に伴う発掘調査報告書7

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

児玉町文化財調査報告書 第9集

ま しも ざかい ひがし
真 下 境 東 遺 跡

児玉町内遺跡群保存事業に伴う発掘調査報告書 7

1989

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

児玉町に展開する耕地や村の景観は、自然との長い闘いと協調の中で努力を積み重ねることによって形作られたものであります。児玉特有の自然と我々の祖先や先輩達の努力の調和が、児玉町の歴史的景観であると言っても過言ではありません。開発と歴史的伝統の相剋も、基本的にはこれらが調和的に推移してきたものであるといってよいでしょう。

しかし、歴史の蓄積や歴史的累積の中で、不合理や悪弊も伝統として維持されてしまう側面があることも事実です。各地の開発の歴史は、我々の日常的な耕作地や居住地の整備の振興も、系統的で長期的な見通しを持たないならば、災害にもつながるという教訓を示唆しております。

近年ますます開発の規模も大きくなり、文化財の保存の問題も、長期的な見通しに立った調和的な措置を考えて行かなければならることは言を待ちません。自然と人間との協調の結晶であるところの歴史的な景観を含めた文化財を、我々全ての財産であるという視点から保護してゆくと共に、この地域の開発への努力の歴史を跡付けることの中から開発と文化財保護の調和した姿で後世に伝えてゆくことが、文化に浴し、現在を生きる我々の重大な責務であると言えましょう。

真下境東遺跡の保存の措置につきましても関係機関等と協議を重ね、最大限、現状で保存できるよう配意してまいりました。その結果、現状での保存の難しい区域については、やむをえず「記録」という形で後世に伝え、活用の便を図ることになったものです。

このささやかな報告書が、教育・研究にたずさわる皆様はもとより、町民の皆様の郷土理解の御参考となりえるならば、関係者一同喜びに堪えません。私どもも、児玉の風土としての歴史的景観を含め、調和のとれた文化財保護に専心してゆく所存ですので、皆様のこれまで以上の御協力を心よりお願い申し上げます。

平成元年3月15日

児玉町教育委員会教育長

野口敏雄

例言

1. 本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字上真下字辻ノ西490他に所在する真下境東遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、県営畠地帯総合土地改良事業（神川東部）に先立つ町内遺跡群保存事業として、昭和62年度に児玉町教育委員会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告書に要した経費は、町費・国庫補助金・および県費補助金（埼玉県教育委員会）、本庄土地改良事務所の委託金である。
4. 本書の編集は、整理参加者の協力を得て鈴木徳雄が行い、執筆分担については各文末に記した。
5. 発掘調査および本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。（順不同、敬称略）

赤熊 浩一	飯塚 博和	磯崎 一	市川 淳子	井上 肇
岩瀬 譲	梅沢 太久夫	大塚 達朗	岡本 幸男	海津 一朗
加納 実	雉岡 恵一	桐生 直彦	坂本 和俊	笹森 健一
篠崎 潔	関根 慎二	外尾 常人	高橋 一夫	田中 広明
田村 誠	利根川 章彦	中島 宏	中村 倉司	長谷川 勇
長谷川 典明	平田 重之	本間 桂吉	増田 一裕	丸山 修
水島 治平	峰村 篤	茂木 由行	矢内 煉	山口 逸弘
埼玉県教育局文化財保護課				
児玉都市文化財担当者会				
日本大学考古学研究会 東海大学考古学研究会				

6. 本書作成の主な作業分担は、次のとおりである。

遺物復元（林 和代）	遺物実測（大屋道則）
（小泉佐智子）	遺物製図（田口直美）
遺構製図（山田英彦）	写真撮影（永尾順一）
（尾内俊彦）	レイアウト（尾内俊彦）

この他、下記の方々から整理作業に御協力を頂いた。

徳山寿樹	池田敏宏	星野正幸	原口展昭	国分亮一
田口照代	峰岸タカ子	出牛みち子	吉田幸枝	

目 次

序

例言

目次

第Ⅰ章 発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
第Ⅲ章 検出された遺構と遺物	7
1. 遺構の概要	7
2. 遺物の概要	27
第Ⅳ章 「真下大溝」と周辺集落の相対年代	37
1. 周辺集落における土器編年	37
2. 真下境東遺跡出土遺物	38
3. 真下大溝と集落	38
第Ⅴ章 古代児玉郡の開発と真下大溝	41
1. 「真下大溝」と「九郷用水」	41
2. 児玉郡における古代用水史の視点	48
3. 「久城水」の形成と水害史の視点	53

写 真 図 版

第Ⅰ章 調査の経緯

昭和60年10月、埼玉県本庄土地改良事務所から県営畑地帯総合土地改良事業（神川東部）に先立つ、埋蔵文化財の所在にかかる事前協議が児玉町教育委員会にあった。この区域は、『埼玉県遺跡地図』児玉町No.32に相当しており、町教育委員会の職員が現地を踏査したところ、計画地内においては土器片等の遺物が散布していることが確認され、遺構の存在が予想された。町教育委員会では、本庄土地改良事務所にこの旨を回答した。

協議と調整

その後、本庄土地改良事務所より、試掘調査の実施依頼があり、昭和61年10月16日に現地の試掘調査を実施したところ、対象区域の34,000m²のほぼ全域に奈良・平安時代の集落跡の存在が推定されたのでこの結果を報告し、その保存の措置について協議した。さらに、埼玉県本庄土地改良事務所、県文化財保護課、および県農林部耕地課を交えて、調査区域・経費の負担区分等、協議した結果、やむをえず現状変更する約700m²について発掘調査による記録保存の措置をとることになった。

調査の手続

児玉町教育委員会より昭和62年5月28日付児教社第70号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に進達した。文化庁からは昭和62年9月4日付委保第2-2583号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。

昭和62年度の発掘調査に関わる事業実施期間は、昭和62年6月18日から昭和63年3月20日である。

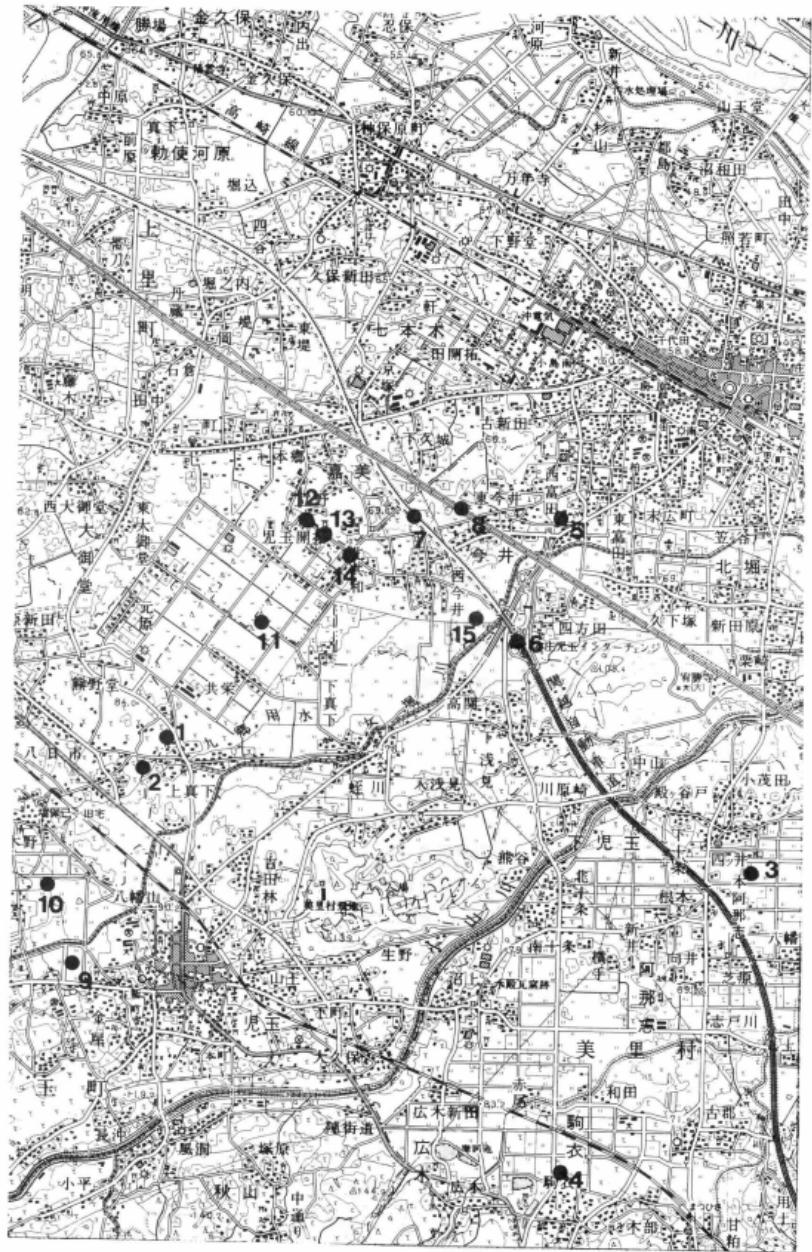
（事務局）

発掘調査組織

主 体	児玉町教育委員会
事務局	児玉町教育委員会社会教育課
課長	吉川 豊（調査当時 中林 重）
係長	前川由雄
主事	金子幸弘
主事	恋河内昭彦
担当者	主事 鈴木徳雄

発掘調査参加者

尾内俊彦、徳山寿樹、大屋道則、永尾順一
前田明子、神澤育生、平尾英美、木村まゆみ、室井洋美、山田英彦（学生）
新井末子、伊藤典子、大久原文恵、吉田千代子（一般）



第1図 真下境東遺跡周辺の遺跡

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

本遺跡は、埼玉県児玉郡児玉町大字上真下字西浦、原、辻の西から神川町大字八日市字真下境に所在し一部は神川町熊野堂まで延びている。遺跡の名称は、児玉町に隣接する神川町でも同時に発掘調査を実施したことから、町の境界線を境として方位を付して児玉町に相当する区域を「真下境東遺跡」、神川町の区域を「真下境西遺跡」と呼称する(注1)。

遺跡の占地

遺跡は、神流川扇状地である平坦な本庄台地の縁辺部に占地し、遺跡の南側一帯に近接して、八王子一高崎構造線上の断層崖下より流れ出る金鑽川・赤根川水系の女堀川によって開析された沖積地が展開している。この沖積地を中心には、遺跡の東側に上真下の集落を挟んで条里の地割が展開しており、南側にはその灌漑用水である九郷用水が流れおりさらに南には一面の水田地帯が開けている。北と西には神川町八日市の住宅地と畑作地域が広がっており、その方面には水田は存在せず多くの遺跡を乗せる台地となっている。

本遺跡の範囲は、調査した面積が少なく、かつ区域が限定されていたために確実なことは不明であるとはいえ、B地点においては真間期の住居址1軒とともに大溝が検出されており、隣接の神川町「真下境西遺跡」においても同様の大溝及び同時期の住居址が確認されているところから、児玉町上真下から神川町八日市におよぶ比較的広い集落域を形成するものと考えられる。また、検出された大溝構造は将監塚遺跡において検出された大溝と同一の遺構であると推定されることや、大溝の下流域に当たる北側には新宮・高見遺跡(注2)、将監

No.	遺跡名	備考
1	真下境東	本報告書
2	真下境西	神川町教委調査(注1)
3	日の森	菅谷他 1978
4	北貝戸	菅谷・坂本 1977
5	社具路	長谷川 1987
6	後張	増田他 1982
7	久城前	宮崎他 1978
8	諫訪	柿沼他 1979
9	一町田	鈴木他 1981
10	十二天	鈴木他 1981
11	将監塚・古井戸	岩瀬他 1988
12	八幡太神南	富田他 1985
13	熊野太神南	富田他 1985
14	今井遺跡群	富田他 1985
15	一丁田	富田他 1985

第1表 真下境東遺跡周辺の溝状遺構検出主要遺跡

塚・古井戸遺跡(井上・赤熊、1986)が存在しているところから、本庄台地縁辺部には集落複数を含む広大な居住区域を形成していたものと考えてよい。

古墳時代においては、それまでの未開墾の原野を開墾し水利の良い平地の河川縁辺部に進出して生活の拠点を構えることになる。当時の景観は、現在の平地の部分にも谷や湿地が入り込み、埋没河川などの存在もあって水田の展開には好都合な地形をしていたと発掘資料は伝えている(注3)。しかし、自然の河川による水利の便は扇状地形の特徴を現すこの地域においては、表流水量が少なくその大半が伏流しているので、多量の農業生産高を期待できるほどの供給は無

理であったであろうと思われる。該期より大規模集落の設営が始まっているが、水田灌漑に供する他に生活に必要な水の確保も集落の形成においては必要条件であり、この時期から集落内の溝の検出例が増加の傾向を示していることにも注目すべきであろう。

児玉地域一帯には、農業生産力が増加する古墳時代前期から集落が各地に展開を始めており該期の遺跡の検出例は広域にわたって多く見られる。特に灌漑・生活用水として考えられる溝を検出している遺跡は本庄台地に限らず、東に隣接する檜挽台地にもその例が見られており該期の集落の生活、並びに灌漑のための土木技術力を考える良い例証となっている。

周辺の用水跡

古墳時代前期に用水路と考えられる溝を持つ遺跡としては美里町の日の森遺跡（菅谷他、1978）、北貝戸遺跡（菅谷・坂本、1977）の他に岡部町の地神祇A・石蔭B遺跡（佐藤、1978）、西浦北遺跡（佐藤、1979）があげられるが、この他にも該期の遺跡は各地に点在している。古墳時代中期に至ると、遺跡数の増加はみられるものの用水の検出される遺跡は減少し、本庄市の社具路遺跡（長谷川、1987）、本庄市一丁田遺跡（富田他、1984）の例を見るに留まる。この傾向は、古墳時代後期に入っても同様の様相を見せ、後張遺跡（増田他、1982）に溝の検出例があるのみである。

しかし、真間期にはいると各地で大溝遺構が開鑿されるようになり、それらの大溝が接続することを前提に流路の推定がなされるようになった。大溝の検出された遺跡は将監塚・古井戸遺跡をはじめとして上里町から本庄市に存在する八幡太神南、熊野太神南、今井遺跡群、一丁田（富田他、1984）の遺跡群、本庄市の久城前遺跡（宮崎他、1978）、諏訪遺跡（柿沼他、1979）が存在しておりこれらの大溝の方向と位置の検討から一条の流路が設定されている（注4）。さらにこの大溝とは別の用水路を検出した遺跡として児玉町一町田遺跡、十二天遺跡（鈴木、1981）が報告されている。

開発の状況

真下境東及び西遺跡の検出によって将監塚遺跡で検出された大溝遺構の上流の痕跡が明らかになり、九郷用水の屈曲点に接続する可能性が高くなった。実際に合流するのかは屈曲点を調査してみると明解ではないが、これだけの大がかりな土木工事は一集落規模の労働力の結集によって行われたとは考え難くより上位の権力の存在を想起させるものであると同時に、昨今の九郷用水の開鑿時期の問題についてもひとつの資料が提供されたといってよい。

また以上に見てきた遺跡の他に、近在には神川・上里両町にまたがって白樹原・檜下遺跡が存在しており、この遺跡は将監塚・古井戸遺跡と同じように計画的に設営された集落であると推定されるものであり、児玉郡内における律令制の定着と条里の展開、及び地域開発の状況はこの大溝や集落の展開にその一

端をみることができる。この時期における灌漑技術と土木工事技術によって、従来水田の開発が不可能であった土地にも生産力を期待できるようになり、水田化の可能な区域が増大したことは注意すべきであろう。

古代の郷

真下境東遺跡の所在する埼玉県北部の児玉郡児玉町は、旧武藏国の北端に位置し、古代の児玉郡に比定されている。『和名類聚抄』の記述によると、旧児玉郡には太井郷、黄太郷、振太郷、岡太郷の存在が記されており本遺跡を含む一帯がこれらの四郷のうちどの郷に含まれるのかは現在においても諸説があり確定はしていない(注5)。しかし、本遺跡を含むこの区域は集落の集中地帯であることから郷のうちのひとつに相当するものと考えてよいであろう。

(尾内俊彦)

注

- (1) 真下境西遺跡については、本遺跡と併行して神川町教育委員会で発掘調査を実施したものである。懇切な御教示と御協力を頂いた、調査担当者の田村誠氏に感謝したい。
- (2) 1986年に児玉町教育委員会によって発掘調査を実施したものである。調査担当者の恋河内昭彦氏に御教示を得た。
- (3) 1987～1988年にかけて児玉町教育委員会が発掘調査を実施した、県営圃場整備関係の遺跡の中でその検出例がある。
- (4) この点については、岩瀬 譲氏の「将監塚・古井戸遺跡の大溝について」(岩瀬、1988)において触れられている。
- (5) 本庄市の南大通り線内遺跡において発見された紡錘車には武藏国児玉郡草田郷の文字があり黄田郷は「草田郷」と考えられている(本庄市史編集室、1986)。



第2図 真下境東遺跡の調査地点と真下境西遺跡

第Ⅲ章 検出された遺構と遺物

1. 検出遺構の概要

本遺跡は、調査された地点が3ヵ所に分かれているので、それぞれA・B・Cの地点名を冠しており、以下、地点別に記述する。なお、遺構の記述は、検出された掘り込みの内、比較的古いものと認定される遺構を中心に行い、近・現代の掘り込みについては省略した部分がある。

A 地点

上真下字原に存在し、掘立柱建物2軒、溝7本、土塙15基及びPit多数と埋没した九郷用水旧河床等が検出されている。この地点は住宅地に近接しており、近・現代の掘込みも多く、さらに竹藪に隣接するため覆土が荒れているため遺構の遺存状態は良好でなく、遺構の確認作業には困難をきわめた。

(掘立柱建物遺構)
第1号掘立柱
建物遺構

3本の柱穴が確認されており、柱間2m40cmを測る。発掘区の関係上梁、桁の区別がつかないが4m80cm×3mの南北棟、8本以上の柱穴の建物になると想定される。遺物は各柱穴の覆土内から土師器、須恵器の細片が少數ずつ出土しており、建築時期は真間～国分期の所産であろうと思われる。

第2号掘立柱
建物遺構

3本の柱穴が確認されており、柱間2m30cmを測る。ここも発掘区の中に一列のみ検出されたので規模は不明であるが長辺4m50～60cmの建物で対応する柱列はおそらく東側に存在すると思われる。また2棟重複すると思われるが断定はできない。遺物は第1号掘立柱建物遺構と同時期の土師器、須恵器の細片が各柱穴より少數出土していて2棟同時に存在していた可能性も強い。

(土塙)
SK-3

形態は、円形で直径1m20cm、深さ最大13cmを測る。覆土の様相からおそらく中世の所産であると思われる。性格は不明であり遺物も土師器の細片が少數出土したに過ぎない。

SK-10

形態は、円形で直径1m30cm、深さはSD-1の床面より18cmほど深い。ロームを切り込んで構築されているが、上部をSD-1によって切り取られていて全容及び性格の決定は難しいが覆土の様相から中世以降の所産と思われる。遺物は検出されていない。

SK-11

円形で直径1m30cm深さ50cmでいわゆる袋伏土塙の形態を示す。ロームを切り込んで構築している。遺物は土師器、須恵器の細片が多く出土しており真間期の所産と思われる。なお、本地点で検出された他の土塙は、覆土の様相、混入物及び出土遺物から近・現代の掘込みと想定される。

(溝状遺構)
SD-3

壁の中程で段差を有する溝で、深さ45～48cm、幅約60cmを測り覆土の状況から自然埋没と考えられる。溝の掘削方向は南西から北東に向かっており水路として考えられ覆土、底面からは流水の様相は観察されなかったが一時的な排水

路として機能していたと考えている。出土遺物は土師器、須恵器の破片が出土しており、その時期は国分期と推定される。

SD—4 深さ42~48cm幅約1m50cmを測り東西方向に延びている溝で覆土は自然埋没の様相を示す。ここもSD—3と同様に流水の痕跡はみられないが、覆土の堆積状態及び遺物の比較などから同一の性格で時期も接近していると思われる。

SD—5 深さ30~35cm幅60~80cmを測り、上記2本と同一の東西方向に平行して延びている溝であり、1号掘立柱建物遺構の柱穴を切って構築されている。この溝も自然埋没の堆積状況を示しており、底面等に流水の痕跡は認められない。検出された遺物は、土師器の細片が覆土中に散漫に含まれており、出土遺物と土層の堆積状態の比較により、SD—3、SD—4とともに同時存在していた可能性が指摘し得る。

SD—7 中世以降に掘られた溝で、覆土の様相から水路として機能していたことが想定される。調査区の端に遺構の一部がかかったのみなので幅及び深さ等全容は推定するよりほかはないが、検出面の最深部は1m30cmを測りさらに深くなる模様である。本址の立ち上がり端部は、圃場整備によって埋められた九郷用水旧河床に接しているが、覆土からみると江戸時代には埋没していたものと考えられる。なお、九郷用水に向かって流れていたと推定され、大溝遺構との関連は無いものと思われる。

B 地点

上真下字辻の西に存在し、住居址1軒、土塙8基、大溝の他溝が8本、倒木址1基が検出されている。周囲は住宅地と畑ではあるが、表土はあまり荒されておらず遺構の確認は比較的容易であった。しかし、畠地は土取りと深耕が為され切込み面の確認が出来なかった。

(竪穴住居址)
第1号住居址 本址は、調査区西南角に全体のほぼ半分を現す住居址で、壁面を3号溝によって一部切断されている。形態は、3.5m×3.5mの正方形を呈すると推定され、東壁にカマドを有する。主軸方向は、N—65°—Eをとり、壁はほぼ垂直に立ち上がって、壁高は21~46cmを計測し部分的に壁溝が存在する。床面には良好な張り床を持ち、主柱穴は検出されていない。覆土は自然埋没の様相を示し、一部にロームの流れ込みがみられる。出土遺物は、覆土中各層より全体的に多量に出土しており、遺物の検討から住居の存在していた時期はいわゆる真間期と考えられる。

**第1号
住居址カマド** 住居址東壁ほぼ中央と思われる所に設置されており、造存状態は良好である。住居構築の際にロームを掘り残して袖部の芯としており、その上から灰白色粘土を貼り付けて整形していく右袖端部には甕を埋め込んで補強している。燃焼部より煙道にかけて段差が設定されており、天井部は半ば潰れて落ち込んでい

る。全長は110cm、幅98cmを測り、主軸方向はN—53°—Eにとる。カマド内は全体的によく焼けており、燃焼部下部には炭化物が多く堆積している状態から長期間使用された形跡が窺える。

(溝状遺構)
SD—2

検出された範囲では、全長22m強、幅1m80cm、深さは35~42cmを測り覆土は自然埋没の堆積状況を示す。覆土、底面からは流水の痕跡ははっきりとは窺えなかつたが、用排水路として機能していたと考えられる。遺物は土師器、須恵器の破片が出土しており遺物の検討から1号住居址と同時期の所産と考えられる。

SD—6

幅65~70cm、深さ65~70cmを測り全長は不明である。ロームまで切り込んで構築されており一見箱築研堀の様な形態を示す。上層表土は少なく耕作が進行しているため切込み面の確認がとれなかつたのと遺物が少ないため構築時期の決定は難しく土師器の細片が少數出土したに過ぎないが、中世頃の開鑿と思われる。底面に水の流れた痕跡があり水路として使用されていたと考えられる。

他の溝は総じて深さは浅く、遺物の出土も少ないと土層の検討から、おもに近世から現代にかけての耕作その他に付随する溝と解釈している。

大溝遺構

調査区の北端に一部が検出されたもので全幅は不明であるが、確認された部分で8m以上の幅をもち最深部で1m40cmを測る。ロームを掘り抜いて構築され、底面は一面の砂と礫が厚く堆積しており、使用されていた時点では相当の水量が流下していた様子が窺える。また覆土の様相からみると自然埋没の状態を示しているが中・下層に最底4回以上の流水の痕跡があり、少量の流れにしろ何度かの水流の変化を推定させるものであり、長期間連続的に使用されていたと判断される。遺物は覆土中全体から多量に検出されているが、上層下層の時期差は余り大きくはなく8世紀代のものが大半を占めている。この大溝の構築年代は遺物から判定する限り7世紀終末頃の所産になるものであり、浅間山系B軽石の純層が16層に認められるところから、この軽石噴出の爆裂時より以前に、かなり埋没が進行していたことが推定される。本遺構の流路は北東方向に向いており、真下境西遺跡の大溝の流下方向と比較して起点は九郷用水の屈曲点付近に相当すると考えられる。なお、底面に残存していた礫は、児玉町近在に多くみられる片岩系の他に神流川系の石材が多く含まれていたことを記しておきたい。

本遺構の開鑿目的は、これまでの検出された他の大溝や九郷用水の存在を考え合わせると生活用水として推定することが出来よう。

(土塙)
SK—1

SD—2を切って構築されており、ほぼ円形の形態を呈する。直径90cm、深さ31~36cmを測る。覆土は自然埋没の様相を示し、少量の土師器の破片が検出された。遺物の検討から国分期の所産と思われるが、性格は不明である。

SK—2 形態は楕円形を呈し長径 1m 15cm 短径 85cm 深さ 27~35cm を測る。単独で存在しており覆土は自然堆積の埋没状態を示す。遺物は土師器、須恵器の破片が検出され遺物の検討から真間期の所産と思われ、1号住居址やSD—2と同時に存在していたものと考えられる。

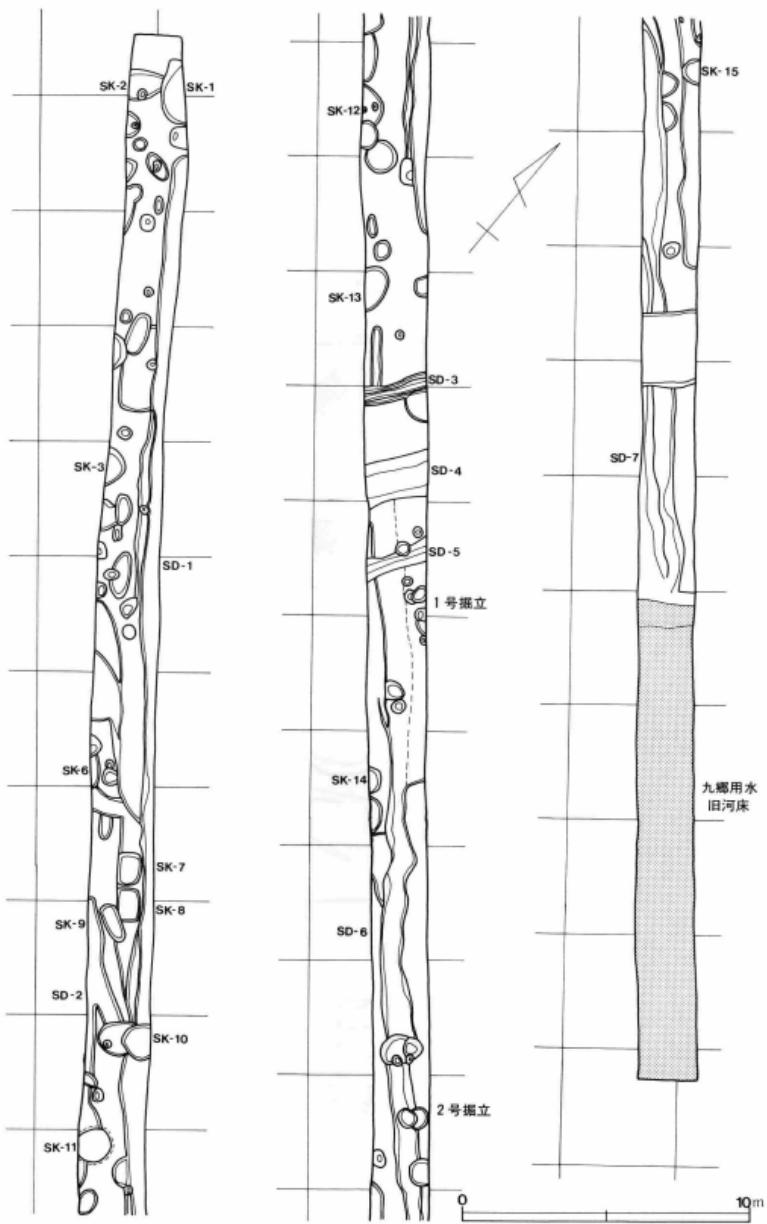
SK—3 長方形を呈する土塙で、長径 1m 15cm 短径 85cm 深さ 15~25cm を測る。ロームまで掘り込まれて構築されており、南端を SD—6 によって切り取られている。覆土は人為的な埋め戻しの様相がみられ、底部には有機物を含むと思われる黒色土の堆積が認められ、この土塙の性格は墓塙と思われる。遺物は土師器の細片が少數検出されたのみで、上層表土が少ないこともあり時期の決定は難しくおそらく国分期の所産であると思われる。

その他の土塙はそれぞれより少數の土師器の細片を出土しているが、覆土中に浅間山系 A 軽石が混入することや、覆土中の含有物などの関係から近代以降の所産と思われる。

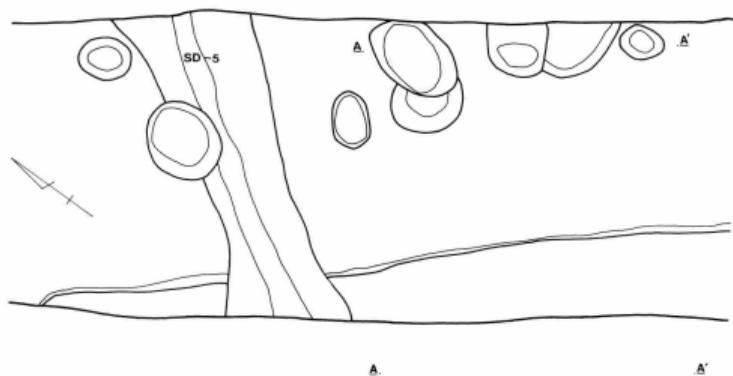
C 地点

上真下字西浦に存在し、圃場整備によって埋没した九郷用水旧河床が検出される。下層は全面的に砂と礫が広がっており、流れの幅は意外に広く何處かの浚渫と流路の変更が行われていることが確認されるが、すべて近代以降のものであると推定される。

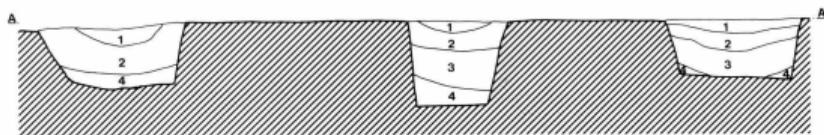
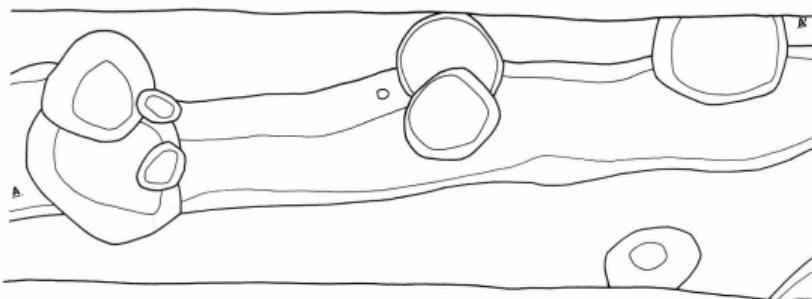
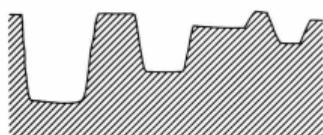
(尾内俊彦)



第3図 真下境東遺跡A地点全測図



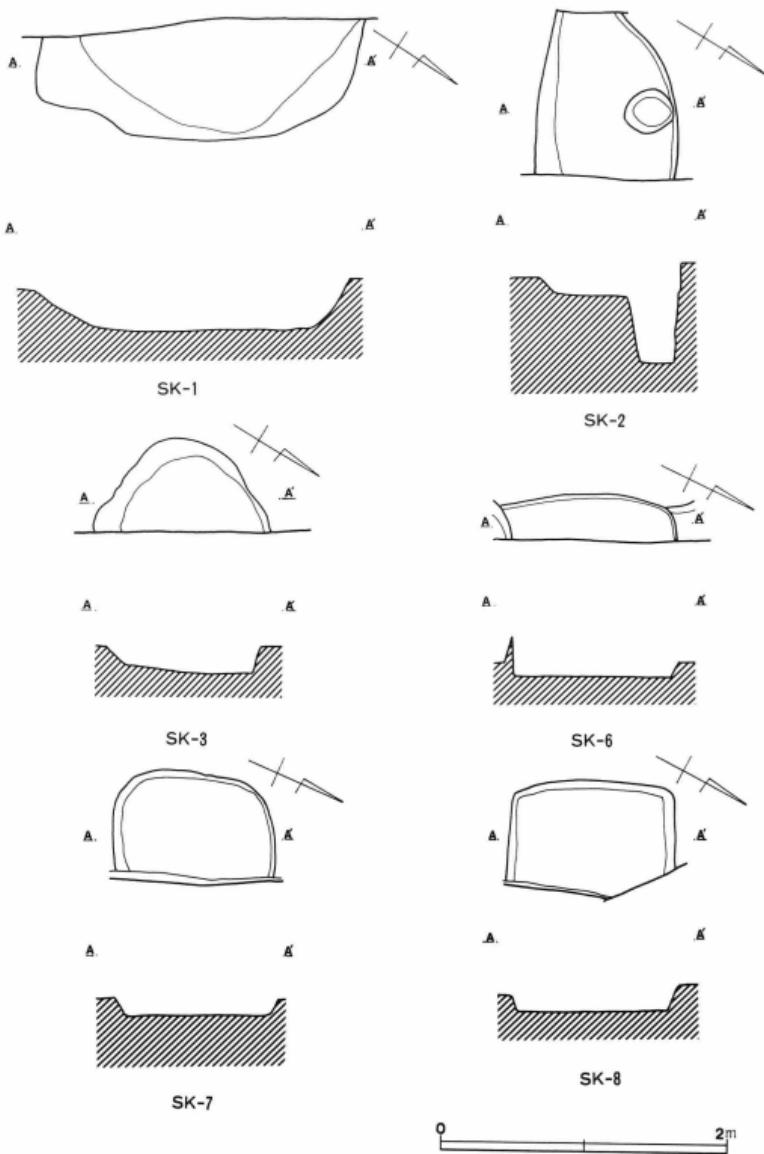
第1号掘立柱建物遺構



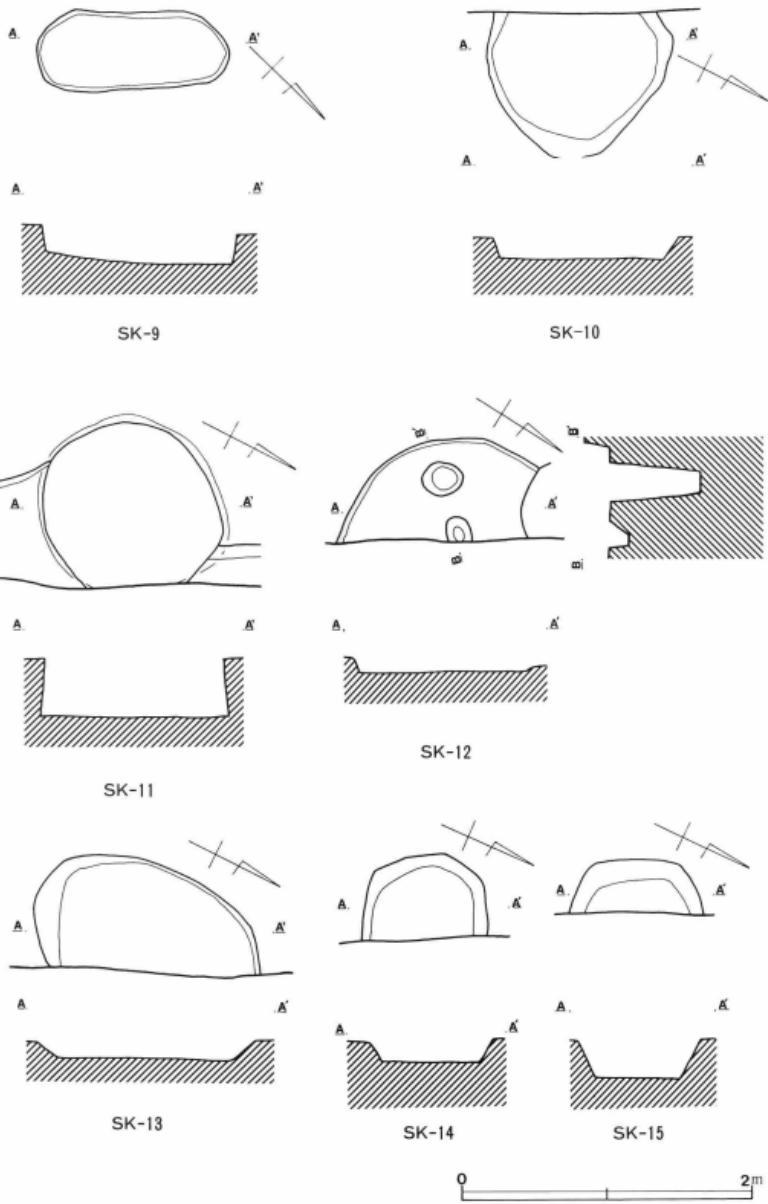
第2号掘立柱建物遺構

0 2m

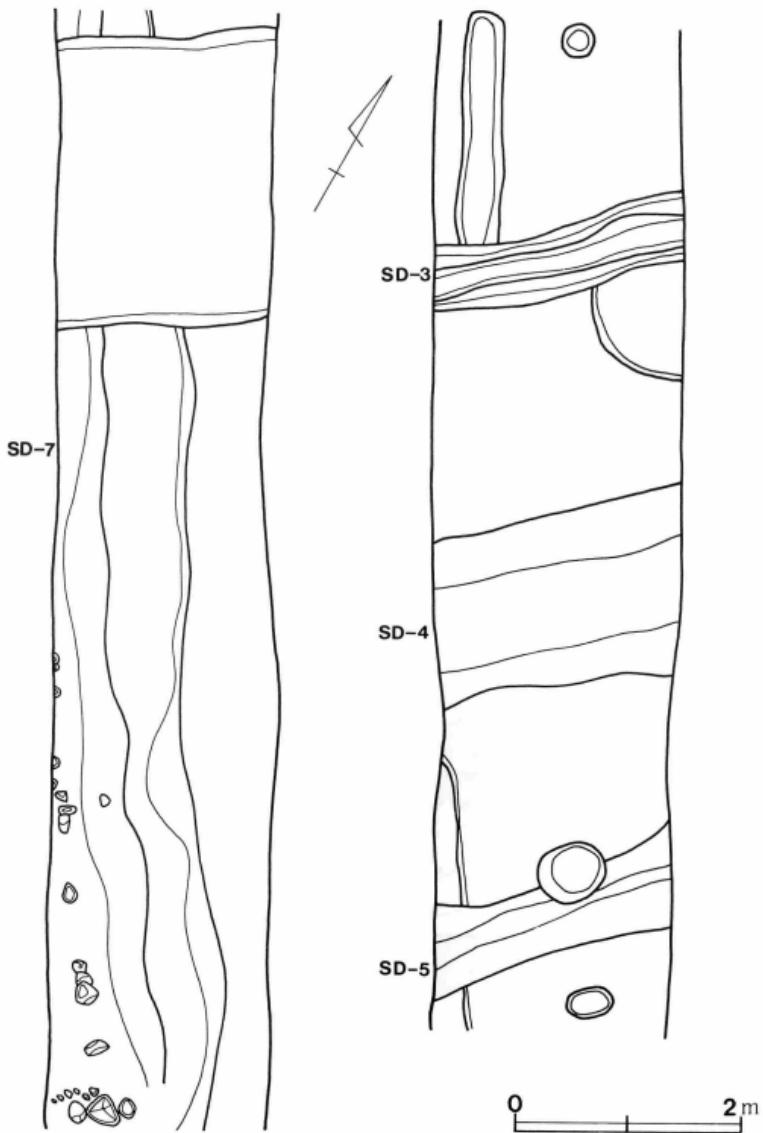
第4図 A地点掘立柱建物遺構



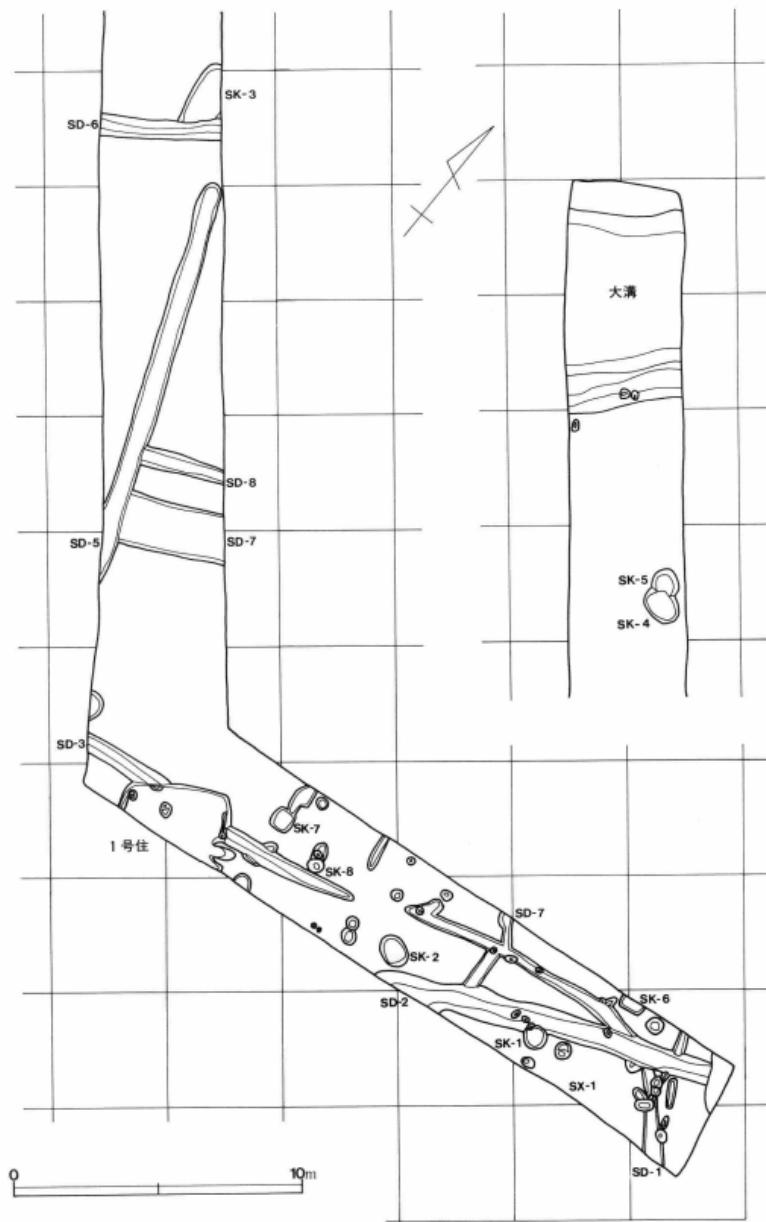
第5図 A地点土壠



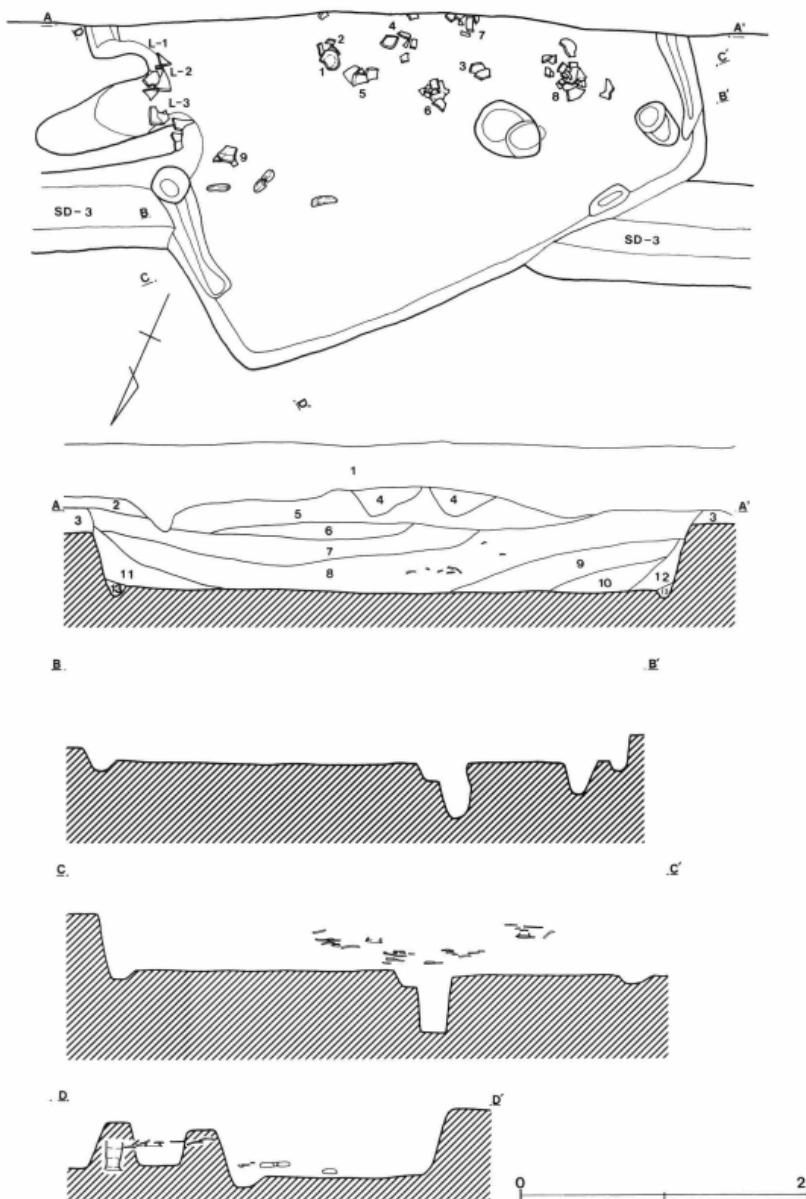
第6図 A地点土壌



第7図 A地点溝状遺構



第8図 真下境東遺跡B地点全測図



第9図 第1号住居址

第1号住居址土層説明

- 1層 暗褐色土 (火山灰粒を多量に含む。しまり粘性共になし。現耕作土)
- 2層 暗茶褐色土 (ローム粒、焼土粒を少量含む。しまりなく粘性を少々有する。)
- 3層 明褐色土 (ローム風化土主体の層。しまり粘性共になし。)
- 4層 暗茶褐色土 (火山灰粒、ローム粒を含み、黒色土を混入する。しまり粘性共になし。桑根による攪乱)
- 5層 明茶褐色土 (焼土粒、ローム粒を含み、ローム風化土を混入する。しまり粘性共に乏しい。)
- 6層 茶褐色土 (ローム粒、焼土粒を多量に含む。しまり粘性共に乏しい。)
- 7層 暗茶褐色土 (ローム粒、焼土粒を含み、ローム風化土を少量混入する。しまり粘性共に有するが弱い。)
- 8層 暗茶褐色土 (ローム粒を多量に、焼土粒、ロームブロック、炭化物粒を少量含む。しまり粘性共に有する。)
- 9層 明黒褐色土 (ローム粒を少量含む。しまりはあるが粘性なし。)
- 10層 暗茶褐色土 (ローム粒、ロームブロックを少量含む。しまり粘性共に有する。)
- 11層 暗茶褐色土 (ローム粒、焼土粒、炭化物粒を含み、ローム風化土を混入する。しまり粘性共になし。)
- 12層 暗茶褐色土 (ローム粒、ロームブロックを含み、ローム風化土を混入する。しまり粘性共になし。)
- 13層 暗灰褐色土 (ローム粒、ロームブロックを含む。しまり粘性共に有する。)

SD-1 土層説明

- 1層 暗茶褐色土 (火山灰粒、ローム粒を含む。しまり粘性共にない。)
- 2層 暗茶褐色土 (ローム粒、白色粒子を少量含む。しまり強く粘性はない。)
- 3層 明褐色土 (ローム風化土主体の層。しまりなく粘性を有する。)

SD-2 土層説明

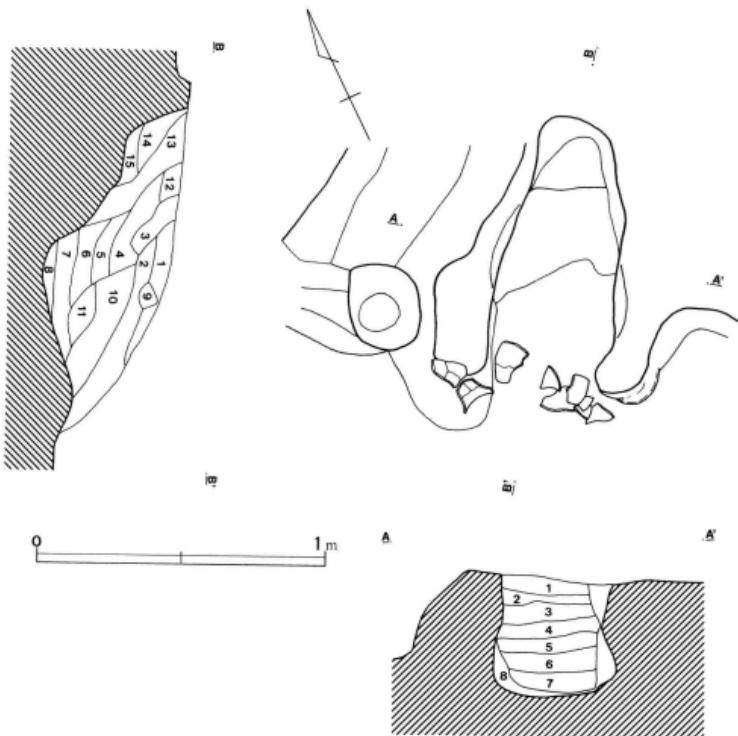
- 4層 黒褐色土 (ローム粒を含む。しまりはあるが粘性なし。)
- 5層 暗茶褐色土 (ローム粒、ローム小ブロック、赤色粒子を含む。しまり良く粘性はない。)
- 6層 暗茶褐色土 (ローム粒、ロームブロックを含み、ローム風化土を混入する。しまり粘性共にない。)
- 7層 暗褐色土 (ローム粒、ロームブロックを多量に含む。しまり良く粘性はない。)

SX-1 土層説明

- 8層 黑褐色土 (黒色土を主体とし、ローム風化土を混入する。しまり粘性共になし。)
- 9層 茶褐色土 (ローム風化土を主体とし、ローム粒を少量含む。しまり粘性共になし。)

SK-1 土層説明

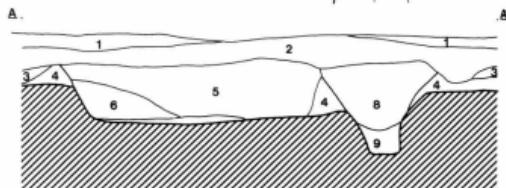
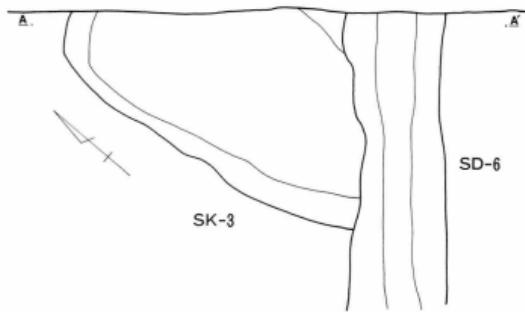
- 10層 暗褐色土 (ローム粒、ロームブロック、ローム風化土を大量に含む。しまりは強いが粘性を有する。)
- 11層 暗茶褐色土 (ローム粒を多量に、白色粒子を少量含む。しまり粘性共になし。)



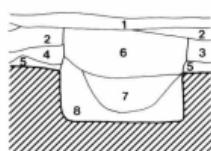
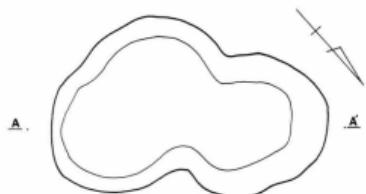
第10図 第1号住居址カマド

第1号住居址カマド土層説明

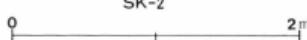
- 1層 暗茶褐色土（焼土粒を多量に、ローム粒を少量含みローム風化土を混入する。しまり粘性共に乏しい。）
- 2層 暗茶褐色土（焼土粒、ローム粒を多量に含む。しまり粘性共に乏しい。）
- 3層 赤褐色土（焼土の層。焼け崩れたカマド天井部と思われる。硬質である。）
- 4層 暗茶褐色土（焼土粒、ローム粒、炭化物粒を含む。しまりはないが粘性を有する。）
- 5層 黒褐色土（焼土粒、炭化物粒を多量に、ローム粒を少量含む。しまりよく粘性に乏しい。）
- 6層 暗茶褐色土（焼土粒、ローム粒、粘土粒を少量含む。しまり粘性共に有する。）
- 7層 黑褐色土（炭化物粒を多量、ローム粒粘土粒を少量含む。しまりはあるが粘性に乏しい。）
- 8層 黄褐色土（ローム粒、ロームブロック主体の層。しまり粘性共に強い。）
- 9層 橙褐色土（粘土ブロックの焼けたもの。）
- 10層 暗黄褐色土（ローム粒、焼土粒、炭化物粒を含み、ローム風化土を多量に混入する。しまり粘性共に強い。）
- 11層 暗黄褐色土（10層に類似するが、ロームブロックを含み粘性を欠く。）
- 12層 暗褐色土（ローム粒、焼土粒を多量に含む。しまり強く粘性はない。）
- 13層 暗赤褐色土（焼土粒、焼土ブロックを多量に含む。硬く粘性はない。）
- 14層 暗褐色土（焼土粒を少量、ローム粒、粘土粒を微量含む。しまり良く粘性に乏しい。）
- 15層 暗黄褐色土（ローム風化土主体で焼土粒を少量含む。しまり粘性共に有する。）



SK-1



SK-6



第11図 B地点土堆

B地点SK-3他

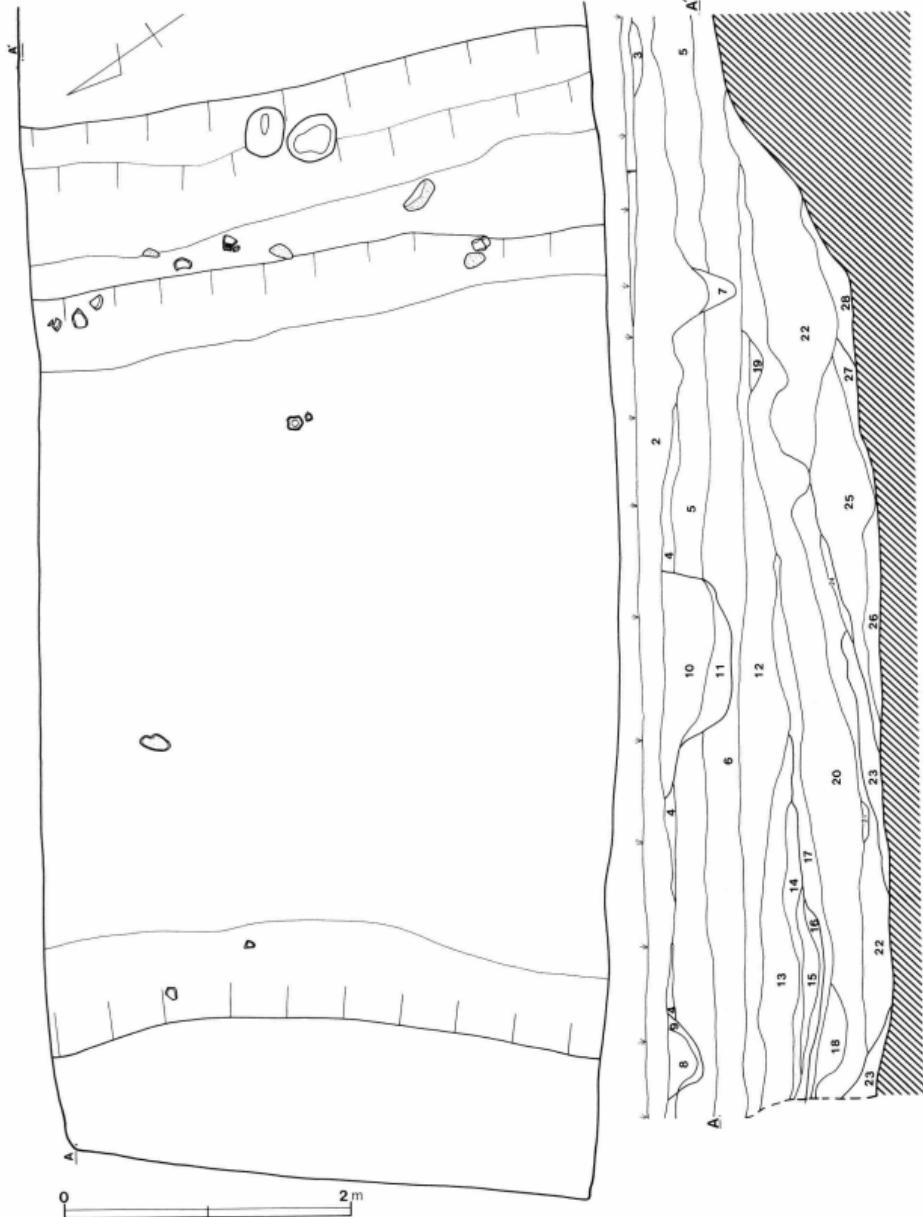
- 1層 暗茶褐色土（耕土の積層）
- 2層 暗褐色土（浅間山系A軽石、火山灰粒を多量に、ローム粒を少量含む。しまりは良いが粘性はない。）
- 3層 暗茶褐色土（ローム粒を含み、ローム風化土を混入する。しまり良く粘性に乏しい。）
- 4層 明茶褐色土（ローム漸移層。しまり粘性共に有する。）
- 5層 黒褐色土（ローム粒、ロームブロックを均一に含み、ローム風化土を混入する。しまり良く粘性は弱い。）
- 6層 黑褐色土（ローム粒、ロームブロックを少量含む。色調は5層より暗い。しまり粘性共に有するが弱い。）
- 7層 黑色土（有機物を含むと思われる。しまり粘性共になし。）
- 8層 暗茶褐色土（ローム粒、火山灰粒を均一に含む。しまりはあるが粘性はない。）
- 9層 暗茶褐色土（ローム粒、白色粒子を少量含む。しまりはないが粘性を有する。）

B地点SK-6 土層説明

- 1層 明黄褐色土（耕土の積層）
- 2層 暗褐色土（現耕作土。浅間山系軽石、火山灰粒、ローム粒子、炭化物粒を含む。しまり粘性共にない。）
- 3層 暗褐色土（火山灰粒を多量に、浅間山系A軽石、ローム粒子を少量含む。よくしまっていが粘性はない。）
- 4層 暗茶褐色土（ローム粒を含み、ローム風化土を混入する。しまり良く粘性は弱い。）
- 5層 明茶褐色土（ローム漸移層。しまり粘性に有する。）
- 6層 暗茶褐色土（ローム粒、ロームブロック、火山灰粒を多量に含む。しまり粘性共に有する。）
- 7層 暗茶褐色土（ローム粒、ローム小ブロック、火山灰粒、炭化物粒を含む。しまり粘性共にない。）
- 8層 茶褐色土（ローム粒、ロームブロックを多量に含む。しまりはないが粘性を有する。）

A地点第2号掘立柱建物遺構

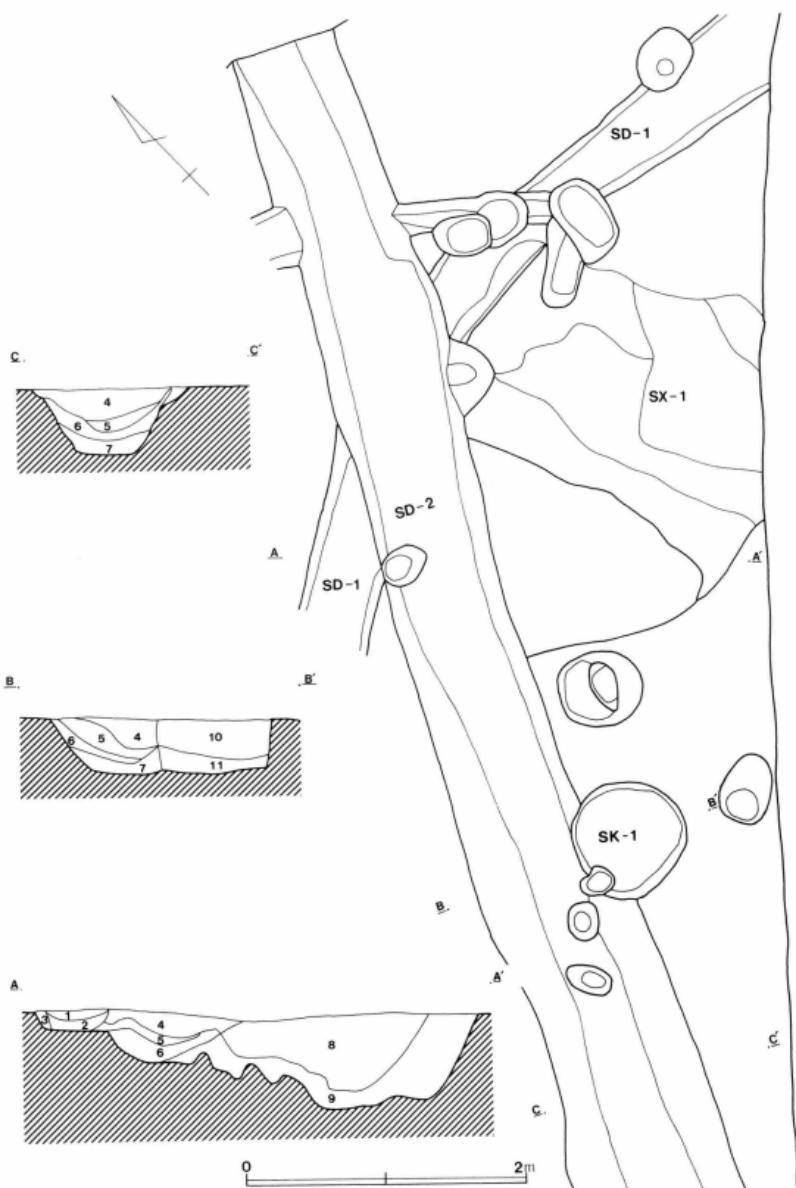
- 1層 暗褐色土（火山灰粒、白色粒子を含む。しまり良く粘性無し。）
- 2層 暗茶褐色土（ローム粒、ローム小ブロック、火山灰粒を含む。しまりは弱く粘性を有する。）
- 3層 黑褐色土（ローム粒、ロームブロックを少量含む。しまり粘性共に有するが弱い。）
- 4層 明茶褐色土（ローム粒、ロームブロックを多量に含む。しまりは弱く粘性を有する。）



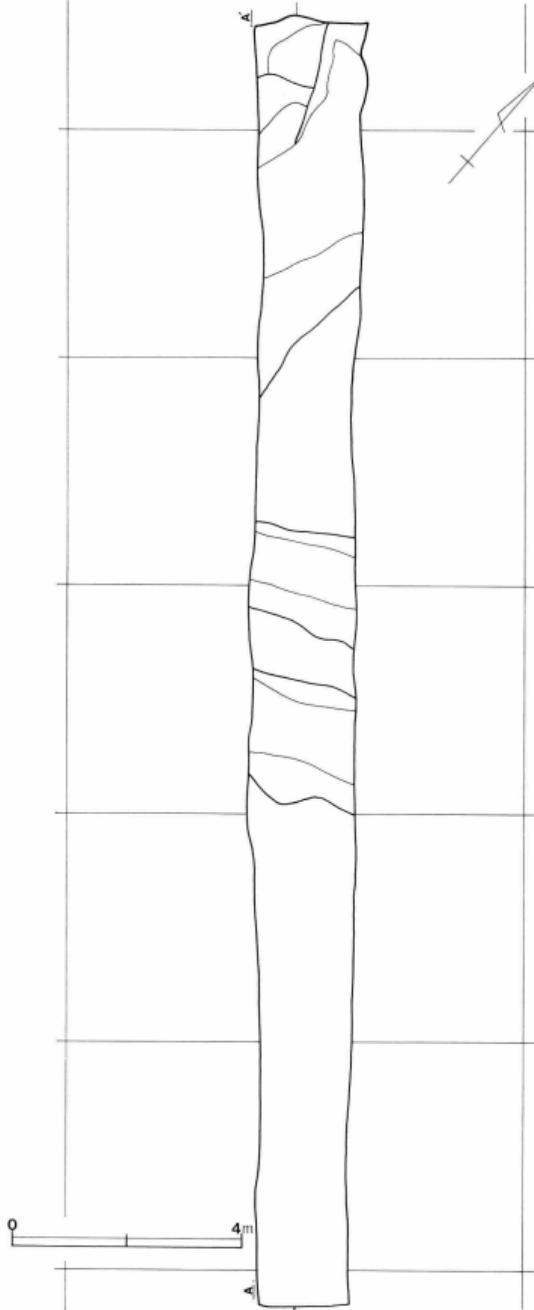
第12図 B地点大溝遺構

大溝遺構土層説明

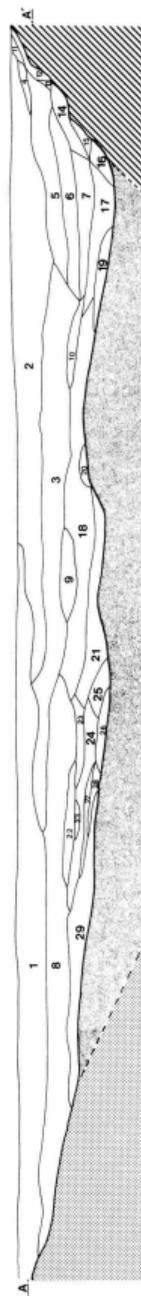
- 1層 暗茶褐色土（排土の積層）
- 2層 暗褐色土（浅間山系A軽石、火山灰を多量に、ローム粒を少量含む。良くしまっているが粘性はない）
- 3層 暗褐色土（2層に類似するが、浅間山系A軽石の含有量が少ない）
- 4層 暗褐色土（2層に類似するがA軽石の含有量が少なく軟質である）
- 5層 暗茶褐色土（火山灰粒を多量、ローム粒を少量含む。しまり粘性共にあり）
- 6層 明黒褐色土（火山灰粒、ローム粒を均一に含む。しまり粘性共に有するが少々軟質である）
- 7層 暗茶褐色土（火山灰粒を多量に、ローム粒、浅間山系A軽石を少量含む。しまりはあるが粘性に乏しい）
- 8層 暗褐色土（2層と類似するが、浅間山系A軽石を多量に含む）
- 9層 暗茶褐色土（ローム粒、A軽石を均一に含む。しまりは弱く粘性強い）
- 10層 暗褐色土（2層と類似するが、少量の炭化物粒、焼土粒を含む）
- 11層 暗茶褐色土（火山灰粒を多量、ローム粒を少量含む。しまり粘性共に弱い）
- 12層 黒褐色土（ローム・赤色・火山灰粒を少量含む。しまり粘性共に弱い）
- 13層 黒色土（火山灰粒、ローム粒を微量含む。しまり粘性共に弱い）
- 14層 明黒褐色土（白色粒子、火山灰粒を少量含む。しまり粘性共に有する）
- 15層 暗茶褐色土（白色粒子、砂粒を含む。しまりは弱いが粘質である）
- 16層 暗茶褐色砂（浅間山系B軽石の純層である。径2~3mmから微細粒の純層）
- 17層 明褐色土（砂粒を少量含む。しまり粘性共に有するが17層の下部では粘土化している）
- 18層 暗茶褐色土（ローム粒を微量含む。よくしまっているが粘性はない）
- 19層 茶褐色土（火山灰粒を多量に含む。しまり粘性共に有る）
- 20層 暗茶褐色土（ローム粒、火山灰粒を微量含む。しまり粘性共に強い）
- 21層 暗茶褐色土（黒色土中に多量の茶褐色土を混入する。しまり粘性共に強い）
- 22層 暗茶褐色土（ローム粒を少量、白色粒子を微量含む。しまり粘性共に強い）
- 23層 暗茶褐色土（小礫を多量に含む。しまり粘性共に乏しい）
- 24層 明茶褐色土（ローム粒、ロームブロック、火山灰粒を含む。しまり粘性共に有する）
- 25層 灰褐色土（ローム粒を微量含む。しまり粘性共に強く粘土化の傾向にある）
- 26層 茶褐色砂（鉄分を多量に含む。よくしまっており粘性はない）
- 27層 茶褐色土（小礫、砂利を多量に、ローム粒を少量含む。しまりは良いが粘性はない）
- 28層 明灰褐色土（ローム粒を少量、多量の鉄分を含む。しまり粘性共に有する）



第13図 B地点溝状遺跡・SX-1



第14図 真下境東遺跡C地点全測図



C 地点西壁土層説明

- | | | |
|------|--------|---------------------------------------|
| 1 層 | 暗褐色土 | (1 ~ 6 層は圃場整備による客土の堆積) |
| 2 層 | 暗褐色土 | |
| 3 層 | 暗茶褐色土 | |
| 4 層 | 暗茶褐色土 | |
| 5 層 | 暗茶褐色土 | |
| 6 層 | 暗褐色土 | |
| 7 層 | 暗褐色土 | (ロームブロック、火山灰粒、小礫を少量含む。しまり粘性共に強い。) |
| 8 層 | 暗茶褐色土 | (ローム粒、鉄分を微量含む。砂質に近くしまりは強いが粘性はない。) |
| 9 層 | 暗褐色土 | (火山灰粒を微量含む。粘土に近い性質でしまり粘性共に強い。) |
| 10 層 | 暗褐色土 | (9 層に類似するが砂を含む。) |
| 11 層 | 暗褐色土 | (火山灰粒を多量に、ローム粒を少量含む。しまり粘性共に強い。) |
| 12 層 | 暗黄褐色土 | (地山ローム層) |
| 13 層 | 暗赤褐色土 | (ローム粒を多量に含む。良くしまっており粘性強い。) |
| 14 層 | 暗赤褐色土 | (ローム粒・ロームブロック、小礫を多量に含む。しまりはないが粘性に強い。) |
| 15 層 | 暗赤褐色土 | (14 層に類似するが、礫が大きくなり色調も明るい。) |
| 16 層 | 暗茶褐色粘土 | (小礫、鉄分を含む。しまり粘性共に強い。) |
| 17 層 | 暗灰褐色土 | (鉄分を含む。粘土質でしまりも強い。) |
| 18 層 | 暗茶褐色土 | (ローム粒、火山灰粒、鉄分を含む。砂質に近いがしまり粘性共に有する。) |
| 19 層 | 暗茶褐色粘土 | (16 層に類似するが、礫を含む割合が少なく砂を含む。) |
| 20 層 | 暗茶褐色粘土 | (19 層に類似するが礫は含まない。) |
| 21 層 | 暗茶褐色粘土 | (20 層に類似するが鉄分の含有量が多く下部は砂質に移行する。) |
| 22 層 | 暗褐色砂 | (小砂利、火山灰粒を含む。しまりは強いが粘性はない。) |
| 23 層 | 暗褐色土 | (火山灰粒、砂粒を含む。粘土質でしまりは強い。) |
| 24 層 | 暗茶褐色砂 | (火山灰粒、小礫を少量、鉄分を多量に含む。しまりは強いが粘性はない。) |
| 25 層 | 暗茶褐色砂 | (24 層に類似するが鉄分の含有量が多く色調は赤茶けている。) |
| 26 層 | 暗灰褐色粘土 | (鉄分と礫を多量に含む。しまり粘性共に強い。河床部と思われる。) |
| 27 层 | 暗褐色土 | (砂粒を多量に含む。しまり粘性共に強い。) |
| 28 层 | 茶褐色砂 | (鉄分を大量に含む。赤錆の様な色調でしまり粘性共にない。) |
| 29 层 | 暗茶褐色土 | (河原石、小礫、鉄分を多量に含む。しまり粘性共に強い。) |

2. 出土遺物の概要

出土遺物観察の視点

図示し得た遺物は第1号住居址及び真下大溝の2遺構出土のものであり、遺構別に表した。

観察表の表記

以下に観察表各項目の意味を記す。

番号は実測図番号・写真図版番号に対応している。

器種は慣習的に用いられている一般的な名称で記した。

大きさは/cmで示した。

环については、口径・器高、その他の器種については、口径・底径・器高の順で表し、残存値の場合はその数値を()で、推定値の場合は⟨ ⟩でくくった。

計測不能時はーとした。

口径については、口端を結ぶ接線の長さで表した。

成形手法や器形の特徴に関しては、縮小された実測図からでも容易に読みとることが出来ると思われる事項については原則として省略し、口端の形状等、実測図からは読みとることが容易でないこと、または実測では表現できないと思われる事柄についてのみ記述するようにした。

調整に関しては、ナデ、指によるヨコナデ（器形に沿った定方向のナデで指によると思われるもの ヨナ指と略記）、軟質木口状工具による調整（同様に軟質の木口状工具等によると思われるもの 軟ハケと略記 注1）、ヘラ削り（ヘラ状工具により粘土のケズリ取りを行なったもの ヘケと略記）、ヘラ磨き（ヘラ状工具又はそれに類似する工具により粘土の表面を撫でて緻密にしたもの ヘミと略記）、ヘラナデ（ヘラ状工具又はそれに類似するものにより粘土の表面を撫でたもの ヘナと略記）で表した。

同一工具による連続的な部位に施された調整で単位の判るものは調整手法のあとに数字を記した。

例 軟ハケ 3 3回の連続的な工程で軟ハケを施す。

なお、回転を伴う動作の回転方向の記載については、遺物を正位におき、この時の土器の回転する方向について、時計方向・反時計方向それぞれ(順)(逆)と略記した。

胎土については肉眼観察によって含まれる鉱物の種類(名称不明の場合色調)、大きさ、風化度、含有量を略記した。略記法は以下の通りでこの順に記してある。

岩石・鉱物 c : チャート、 s : 片岩、 q : 石英、 or : 長石、 h : 角閃石
m : 雲母、 r : 赤色粒子、 un : 不明粒子 (ただし n は色、 b : 黒 r : 赤 w : 白 u : 茶) と略記

大きさ /mmで表示
風化度 a：未風化・角張った b：やや風化・やや丸みを帯びた
 c：風化・丸い
量 1：微量 2：少量 3：多少 4：やや多量 5：多量
例 q (5b3) 5 mm位のやや風化した石英を多少含む

なお、総体としての混和材の量が特徴ある時は“混微”あるいは“混多”的ように記した。

Ⓐは土器生地全体の状態を、Ⓑは土器器表面の状態を表している。(注2)

色調については、Ⓐ=外面 Ⓑ=内面 Ⓒ=器肉で表した。

備考欄の各個体の遺存量は、実測図で表現されている部分に対しての大まかな残存部の割合を記した。

遺存率が低いものについては破片を180°回転して実測しⒶと記した。

MHb-nは作図した個体の整理番号である。

実測図の表記

なお、作図法は、以下の通りである。

ケズリの方向について一般的には←で表し、定方向の整然としたケズリの場合は→で省略・代表させて表している。

原則として遺物の図は

- 外形を太線
- 中心線を中線
- 調整の変換点を細線
- 器形曲線の変換点を細破線
- 調整などによる微妙な凸凹を極細破線
- 調整の変換点と器形の変換点が重複するときは実線
- 同一の工具による調整で工具単位の違いが明らかなときは極細細線

で示した。

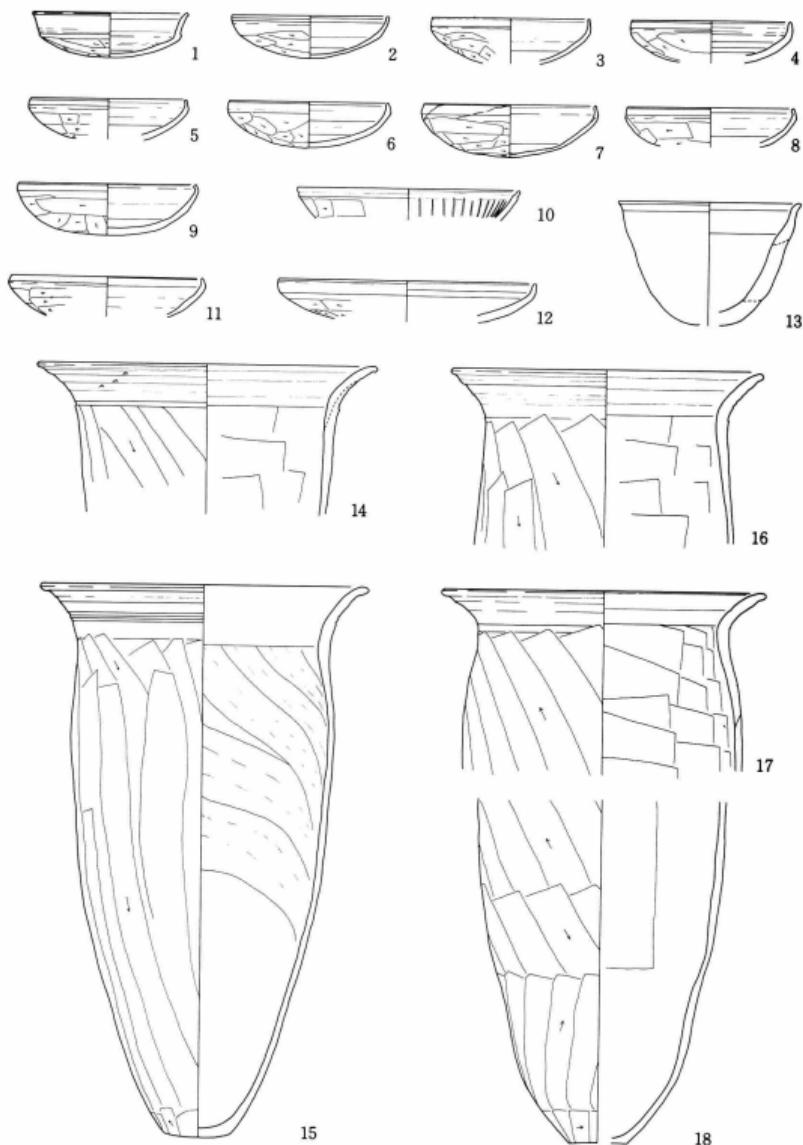
積み上げ痕は観察できるものの模式的に表現した。不明なものについては記していないので積み上げ単位が荒くなっている。

土師器は断面図を白ヌキで、須恵器はトーンで表した。

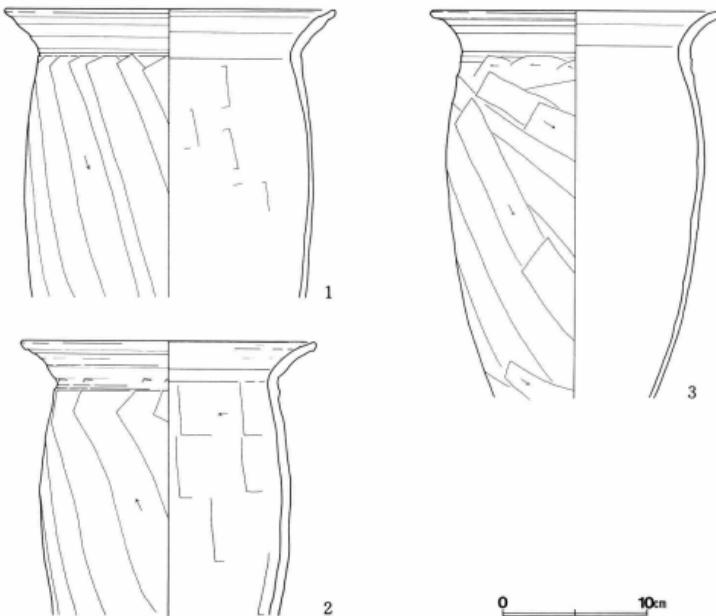
(大屋道則)

注

- (1) 「『鏡寺後遺跡 II』報文参照
- (2) 土器観察時に、調整を重視しこれを表したので、観察時の条件、つまり、器表面の風化状態について特に記した。



第15図 1号住居址出土遺物(1)



第16図 1号住居址出土遺物(2)

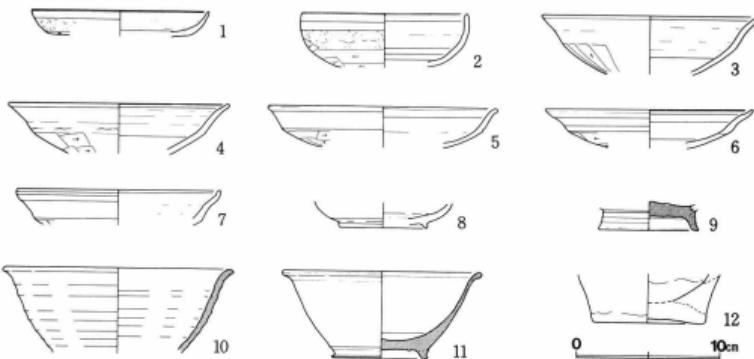
出土遺物観察表

表-1 第1号住居址出土遺物観察表 (第15、16図)

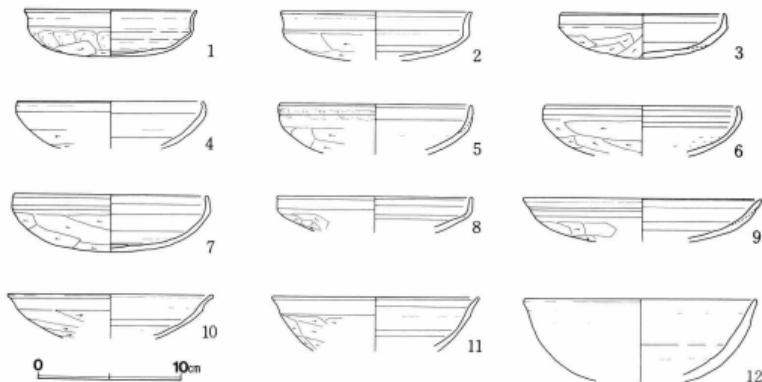
番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
図15 1 14-6	环	10.7 3.1	小振りで底部中央がやや窪む	口唇はヨナ指、内面は軟ハケ2、指ナデ、口辺は軟ハケ、底部はナデ→ヘケ	④⑤淡赤褐色⑥淡褐 色⑦やや脆弱⑧やや 風化 q (0.5b3) or (0.5b3) h (1a1)	1／4 ⑨ I住-カマド周辺 MH b-1
2 14-1	环	10.8 3.0	屈曲部外面付近にややひび割れが認められる。	口唇はヨナ指 内面はヨナ指、軟ハケ、ヨナ指、指ナデ 外面は軟ハケ、指ナデ→ヘケ	④⑤赤褐色⑥灰色～ 帶黃灰色⑦やや脆弱 ⑧やや風化 uw (0c5)	1／4 I住-北区覆土 MH b-11
3	环	10.9 (3.2)		口唇はヨナ指 内面はヨナ指、指ナデ 外面はヨナ指 指ナデ→ヘケ	④⑤⑥赤褐色⑦硬質 良好 但し内面に マンガン状の黒色物 質付着 uu (0.5b3)	1／8 1住-No.7 MH b-12

番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
4	壺	11.0 (2.9)		口唇はヨナ指 内面はヨナ指、軟ハケ、ヨナ指、指ナデ 外面は軟ハケ、指ナデ→ヘケ	④⑤⑥赤褐色⑦やや硬質⑧普通 混微	1／5 1住-北区覆土 MH b -10
5	壺	10.7 (2.8)	屈曲部外面付近にややひび割れが認められる	口唇はヨナ指 内面はヨナ指、指ナデ 外面は軟ハケ 指ナデ→ヘケ	④⑤⑥明赤褐色⑦やや脆弱⑧やや風化 uw(0e-) h(1a3)	1／6 1住-覆土 MH b -14
6	壺	11.0 14-3 3.2	底部中央がやや凹む 口辺は軟ハケにより区画される 口辺屈曲時に粘土がやや乾き気味で屈曲部にひび割れ 全体にやや分厚い	口唇はヨナ指、内面は軟ハケ 2、ヨナ指 2、指ナデ、外面は口辺が軟ハケ 2、指ナデ→ヘケ ヘケはかなり乾燥が進んでから	④⑤⑥淡赤褐色⑦やや硬質⑧良好 q (1b3) or (1b3) 混微	4／5 1住-No.1 MH b -2
7	壺	11.9 14-5 3.7	底部中央がやや凹む 口辺はヨナ指によって区画される全体にやや薄い	口唇はヨナ指、内面はヨナ指、指ナデ 外面は口辺がヨナ指、底部が指ナデ→ヘケ	④⑤⑥淡赤褐色⑦淡褐 色⑧やや硬質⑨普通 q (1b5) or (1b2) h(1a5)	1／2 1住-No.4 MH b -3
8	壺	11.5 14-2 (2.7)	底部外面境界付近にややひび割れが認められる	口唇はヨナ指 内面は軟ハケ、指ナデ 外面は、軟ハケ、指ナデ→ヘケ	④⑤⑥赤褐色⑦やや硬質⑧良好 混微	1／5 1住-北区覆土 MH b -9
9	壺	12.3 14-4 3.6	底部中央は平で微かに凹む 軟ハケによって口辺部外面の僅かの屈曲が区画される	口唇はヨナ指、内面はヨナ指 2、指ナデ 外面は口辺が軟ハケ 底部が指ナデ→ヘケ	④⑤⑥淡灰褐色⑦淡褐 色⑧やや硬質⑨普通 q(0.5b3) or(0.5b3) h(1a3)	2／3 1住-覆土 MH b -4
10	壺	15.4 (2.2)	全体に器肉が薄く鋭利な感じ口唇内面に沈線がめぐる	口唇はヨナ指 内面はヨナ指 2、外面はヨナ指、指ナデ→ヘケ	④⑤⑥明赤褐色⑦硬質⑧良好 内面に放射状暗文 or (1bl) e(1cl)	1／6 1住-区外 MH b -16
11	壺	13.2 (2.8)		口唇はヨナ指 内面はヨナ指、指ナデ 外面はヨナ指、指ナデ→ヘケ	④⑤⑥淡褐色⑦普通 ⑧やや風化 q(1al) or(1al) h(1al)	1／4 1住-北区覆土 MH b -13
12	壺	17.8 (2.8)	口辺外面は軟ハケによって区画される 口辺屈曲時に粘土がやや乾燥気味で口辺底部外面境界付近にややひび割れが認められる。	口唇はヨナ指 内面はヨナ指、軟ハケ、不明 外面は軟ハケ、指ナデ→ヘケ	④⑤⑥赤褐色⑦やや硬質⑧風化が激しい q(1b3) or(1b3) h(1a3) r(0.5e3)	1住-区外下層 MH b -8

番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
13 14-8	鉢	12.5 (8.6)	全体に大きな起伏を持ち雑な成形	口唇はヨナ指 外面は軟ハケ以下不明 内面は軟ハケ、ヨナ指、以下不明	④⑤⑥⑦暗赤褐色⑧や軟質⑨風化q(0.5b3) or (0.5b3)r(1e3)	1／4 1住-No.7 MH b-L 18
14 15-1	甕	23.2 — (10.4)	ヘラケズリ時のヘラの先端が口辺に当たり、刺突痕となっている。砂粒により器表が荒くなっている。器壁多少薄	口唇がヨナ指 外面は口辺がヨナ指 軟ハケ 体部がヘケ、内面は口辺がヨナ指 体部が指ナデ→ヘナ	④⑤⑥⑦淡褐色⑧普通⑨良好 or(2b4) r(2c4) h(2a4)	1／3 1住-覆土 MH b-L 3
15 15-2	甕	22.4 4.6 (38.8)	口辺と体部の境に明瞭な段を持たない	口唇がヨナ指 外面は口辺が軟ハケ ヨナ指 軟ハケ ヨナ指 軟ハケ 体部が指ナデ→ヘナ 内面は口辺がヨナ指 体部が指ナデ→ヘナ	④⑤⑥⑦淡赤褐色⑧脆弱弱⑨普通 or(2a4) q(2a4) h(2a) r(2c4)	2／3 1住-覆土 一カマドNo.2 一カマドNo.3 MH b-L 6
16	甕	21.3 — (12.4)	砂粒により器表が荒くなっている。器壁多少薄い	口唇がヨナ指 外面は口辺は軟ハケ 4 体部はヘケ 内面は口辺がヨナ指 体部が指ナデ→ヘナ	④⑤⑥⑦淡褐色⑧普通⑨良好 or(2b4) r(2c4) h(2a3)	1／4 1住-覆土 MH b-L 4
17 14-7	甕	21.9 — (12.6)		口唇がヨナ指 外面は口辺がヨナ指 軟ハケ 体部がヘケ 内面は口辺がヨナ指 体部が指ナデ→ヘナ	④⑤⑥⑦淡褐色⑧脆弱⑨多少風化	1／2 1住-覆土 MH b-L 5
18	甕	— 4.1 24.0	体部下半がやや窪む	外面はヘケ 内面は指ナデ→ヘナ 底部外面はヘケ	④⑤⑥⑦淡褐色⑧普通⑨普通 or(2a4) q(2a4) h(2a3) r(3e3)	3／4 1住-覆土 —No.2—No.6 MH b-L 8
図16 1 14-10	甕	22.4 — (20.0)	口辺に緩やかな段を持つやや薄い	口唇がヨナ指 外面は口辺がヨナ指 軟ハケ 体部がヘケ 内面は口辺がヨナ指 体部が指ナデ→ヘナ	④⑤⑥⑦淡褐色～淡赤褐色⑧や硬質⑨や風化 or(2a5) h(2a3)	2／3 1住-No.7 MH b-L 2
2 14-9	甕	19.9 — (19.0)	口辺・体部境界に強い段を持つ	口唇がヨナ指 外面は口辺がヨナ指 軟ハケ 2 体部がヘケ 内面は口辺が軟ハケ ヨナ指 体部が指ナデ→ヘナ	④⑤⑥⑦淡褐色⑧硬質⑨普通 or(2a4) q(2a4) h(2a4) r(2c3)	図示範圍完形 1住-カマド MH b-L 7
3	甕	19.6 — (26.8)	口辺・体部境界にヘラによる強いケズリ跡が残る	口唇はヨナ指 外面は口辺が軟ハケ ヨナ指 軟ハケ 2 体部がヘケ 内面は口辺がヨナ指 体部がヘナ	④⑤⑥⑦淡褐色⑧普通⑨良好 q(2a3) or(2a3) r(3c3)	2／3 1住-覆土 MH b-L 1



第17図 大溝上層出土遺物



第18図 大溝下層出土遺物

表－2 大溝上層出土遺物観察表（第17図）

番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
図17 1	環	12.3 (1.8)	外表面に指頭圧痕を残す	口唇はヨナ指 外面は軟ハケ指圧、ヘケ 内面は軟ハケ、指ナデ	④外④淡赤褐色④普 通④良好 混微	1／10 大溝上層 MH b-23
2 15-10	環	11.4 (3.8)	底部から口端まで滑らかな 鶴曲を描く曲線	口唇はヨナ指、内面はヨナ指、軟ハケ、ヨナ指、軟ハケ、指ナデ 外面はヨナ指、軟ハケ ナデ→ヘケ 体部に成形時の指頭圧痕2段を残す ヘケタイミングは若干早い	内④赤褐色④やや 硬質④やや良好 q(1b3) or(1b3) h(1a3)	1／4 大溝上層 MH b-6

番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
3	环	14.8 4.1		口唇はヨナ指 外面はヨナ指、ヘケ 内面は軟ハケ、指ナデ	④⑤淡赤褐色④淡灰褐色⑥やや脆弱⑦多少風化 q(1a2) or (1a2)	1／6 大溝上層 MH b -20
4	环	15.1 (3.5)	口辺部下方に成形時の積み上げ痕を残す	口唇はヨナ指 外面は軟ハケ、ナデ、ヘケ 内面は軟ハケ、ヨナ指	④⑤淡赤褐色④灰黒色⑥やや軟質⑦多少風化 uw(0.5e2) h(1a1) 混微	1／6 大溝上層 MH b -19
5	环	15.6 (2.8)		口唇はヨナ指 外面は軟ハケ、指ナデ、ヘケ 内面はヨナ指、軟ハケ	④⑤⑥淡赤褐色⑦硬質⑧若干風化 q(1b3) or (1b3)	1／6 大溝上層 MH b -22
6	环	14.4 (2.7)		口唇はヨナ指 外面はヨナ指、軟ハケ、ヨナ指、ナデヘケ、内面は軟ハケ、ヨナ指、軟ハケ、指ナデ	④⑤⑥淡赤褐色⑦やや軟質⑧若干風化 q(0.5b2) or (0.5b2) h(2a5)	1／8 大溝上層 MH b -25
7	环	14.0 (2.5)		口唇はヨナ指 外面は軟ハケ、ヨナ指、軟ハケ 内面は軟ハケ	④⑤⑥淡赤褐色⑦や硬質⑧普通 s(1b3) h(1a5)	1／8 大溝上層 MH b -24
8	高台付塊	一 6.0 (1.8)		外面はヨナ指、軟ハケ、ヨナ指 内面はヨナ指	④⑤赤褐色⑥褐色⑦普通⑧やや風化 uw(0.5-5)	1／6 大溝上層 MH b -21
9	須恵器高台付环	一 6.8 (2.0)		外面はヨナ指 高台部はヨナ指 高台取り付けにともなう高台部外周のみ狭幅のヘラ状工具によるヨコナデ 内面はヨナ指、指ナデ	④⑤淡青灰色⑥淡灰白色⑦若干軟質⑧やや風化 微黒粒(径1mm)微量融出 c(2c1) h(1a2)	高台部完存 大溝 MH b -33
10	須恵器塊	15.4 (6.0)		口唇はヨナ指 内外面ともヨナ指	④⑤⑥濃青灰色⑦硬質⑧良好 q(2a5) or (3a5)	1／4 大溝 MH b -35
11	須恵器塊	13.5 6.5 6.1		口唇はヨナ指 外面はヨナ指 底面は回転糸切り⑥高台部はヨナ指、高台接合部は軟ハケ内面はヨナ指、螺旋状のヨナ指	④⑤⑥带黄淡褐色~带黄淡赤褐色⑦脆弱⑧激しく風化 q(2a2) or (2a2) c(3c1) s(4c3) h(1a1) uu(2c5)	2／3 大溝-No.7 MH b -38

番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
12 ね (鉢)	手捏 ね	一 7.5 (3.5)		外面ヨナ指 底面木葉痕 内面ヘラヨコナデ	④④④赤褐色○普通 ④良好 r(1c5) h(1a3)	1 / 2 大溝—No.5 MH b —36

表－3 大溝下層出土遺物観察表（第18図）

番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
図18 1 15-9	环	11.9 3.3	全体的に器厚は薄い 底部 中央は平で、かなり薄い	口唇はヨナ指、内面は軟ハ ケ 指ナデ 外面は口縁が 軟ハケ 底部が指圧、ヘケ	④④④赤褐色○やや 硬質④やや良好 底 部上方に指頭圧痕が 痕跡程度 q(0.5bl) or(0.5bl) h(1a3) 混微	1 / 2 大溝下層南側 MH b —5
2 15-6	环	13.2 (3.4)		口唇はヨナ指 外面は軟ハ ケ 指ナデ、ナデ→ヘケ 内面はヨナ指、軟ハケ、ヨ ナ指、指ナデ	④④④淡赤褐色○軟 質④風化 r(0.5c5) 混微	1 / 4 大溝—No.3 MH b —30
3 15-5	环	11.3 3.2	全体に器肉が厚い	口唇はヨナ指 内面は軟ハ ケ ヨナ指、指ナデ 外面 は軟ハケ、指ナデ→ヘケ	④④④褐色○やや硬 質④良好 h(0.5a5)	1 / 2 大溝下層南側 MH b —15
4 15-3	环	12.8 (3.3)	口辺外面は軟ハケによって 区画される	口辺はヨナ指、内面はヨナ 指 軟ハケ、指ナデ 外面 は軟ハケ、指ナデ→ヘケ	④④④淡褐色○やや 软質④やや良好 q(0.5bl) or(0.5bl) h(0.5al) 微砂質	1 / 3 大溝下層南側 MH b —7
5 15-4	环	13.2 (3.5)	外面口辺・体部境界に指頭 圧痕	口唇はヨナ指 外面は軟ハ ケ、ヨナ指、ヘケ 内面は 軟ハケ、ヨナ指	④④④淡褐色—黒色○ 淡褐色○やや軟質④ やや風化 q(2b3) or(2b3) h(2a3) 微砂質	1 / 4 大溝下層南側 MH b —28
6 15-7	环	13.3 (3.5)		口唇はヨナ指 外面は軟ハ ケ、指ナデ、ヘケ 内面は 軟ハケ、ヨナ指、軟ハケ、 ヨナ指	④④④淡赤褐色○や や脆弱④やや風化 c(3c2) s(2c1)	1 / 5 大溝下層南側 MH b —32
7 15-8	环	13.3 4.0		口唇はヨナ指 外面はヨナ 指、軟ハケ、ヨナ指、ナデ ヘケ内面はヨナ指、軟ハケ ヨナ指、軟ハケ、指ナデ	④④④淡赤褐色○や や脆弱④風化 q(1a3) or(1a3) h(1a3)	1 / 4 大溝下層南側 MH b —29

番号	器種	大きさ	成形手法・器形の特徴	調整手法の特徴	胎土・色調	備考
8	壺	13.5 (2.5)		口唇はヨナ指 外面は軟ハケ、指ナデ、ヘケ 内面は軟ハケ、ヨナ指、軟ハケ、ヨナ指	④赤褐色⑤赤褐色～黒色⑥赤褐色⑦硬質 ⑧良好 q(1b2) h(1a1)	1／6 大溝下層南側 M H b -27
9	壺	16.4 (3.0)		口唇はヨナ指 外面はヨナ指、軟ハケ、ヨナ指、指ナデ、ヘケ 内面はヨナ指、軟ハケ、指ナデ	④⑤⑥淡赤褐色⑦淡褐色 やや脆弱⑧普通	1／4 大溝下層南側 M H b -31
10	壺	14.1 (3.1)		口唇はヨナ指 外面は軟ハケ、ヘケ 内面はヨナ指、軟ハケ、ヨナ指	④⑤淡赤褐色⑥淡褐色 やや脆弱⑦普通 s(3a3) h(1a2)	1／6 大溝下層南側 M H b -34
11	壺	14.2 (3.8)		口唇はヨナ指 外面は軟ハケ、指ナデ→ヘケ 内面は軟ハケ、ヨナ指、軟ハケ、ヨナ指	④⑤淡赤褐色⑥や や脆弱⑦若干風化 s(2a2) q(0.5b2) or (0.5b2) h(2a1)	1／5 大溝上・下層 M H b -26
12	鉢	16.0 (5.8)		内外面とも指ナデ→ヘラナデ	④⑤淡褐色⑥普通 ⑦外面はやや風化 内面はかなり風化 q(3a3) s(3a3) e(2c3) h(1a3) r(1c3)	1／4 大溝下層中央 M H b -37

第Ⅳ章 「真下大溝」と周辺集落の相対年代

1. 周辺集落における土器編年

真下境東遺跡のB地点からは前述のように住居址1軒、大溝1本が検出されている。又、本調査区付近には、同様な時期の、将監塚・古井戸・八幡太神南、今井G、立野南などの遺跡が所在している。そしてこれらの遺跡からは該期の集落や、同一のものと思われる大溝が検出されている。ここでは、当該地域開発史の前提として、これらの遺溝の相対的な年代を検討してみたい。

赤熊氏の編年案

上述の遺跡からの出土遺物については報告者の赤熊浩一氏によって編年案が提出されている。赤熊氏は、1985年に八幡太神南遺跡他の報文中で、1987年には埼玉考古のシンポジウム、1988年には将監塚・古井戸遺跡の報文中で該期の土師器を検討され、最終的には7世紀中葉から10世紀前半までの土師器について13期に分期を行っている(注1)。

この内の北武藏型杯の変遷過程については、まず、

杯B類：口縁部を強く押えつけ内外面をつまみ出して屈曲を作り出す

杯C類：その度合が弱い

杯D類：上方へ引き上げて横ナデを施し口縁部形態を作り出す。

と言った類別を行い、これらを時間差とし口辺部形態の変遷を「屈曲→内湾→直立」として捉え、土師器製作工程上の単純化とされている。

法量差については、I群：10cm前後、II群：11~13cm、III群：13~15cm、IV群：15cm以上大型杯、のように分離されて、北武藏型壺の古い部分にも法量分化がすでに認められることを指摘されている。

なお、年代観についても次のようなおおまかな目安を示されている。

第1段階(今井G2)：須恵器は小型の蓋と坏を共伴させる返り逆転の第1段階
7世紀中葉

第2段階(八幡A1)：畿内系の皿(F類) 飛鳥・藤原III 7世紀第3四半期

第3段階(今井G5)：C類への移行、法量差のIタイプを欠く 7世紀第4四半期

第4段階(立野南2)：D類の出現、「4段階移行のF類」の出現、立野南2住から飛鳥・藤原V 8世紀第1四半期

第5段階(H-7)：II IIIのみ、器高は浅い、F類はこの時期まである模倣もとの須恵器から小谷津B-4・8 8世紀第2四半期

以下では、前述の赤熊氏によって提示された変遷観、年代観に準拠して、真下境東遺跡で検出された住居址と溝についての年代等を検討してみたい。なお、検討の対象とするのは、普遍的な遺物であり、且つ赤熊氏の編年の対象となっている、北武藏型土師器壺の系統上に位置するものである。

2. 真下境東遺跡出土遺物

はじめに 1号住居址の出土遺物についてみてみよう。

1号住出土遺物

1号住居址出土の土師器坏は、口辺部の屈曲が比較的緩やかで、やや内湾気味と言える程度であって、体部の屈曲についてもやや弱い等の特徴を持っており、先の赤熊編年に対照するならば、第3段階（以下単に第*段階と略記する）の中で捉えることができる。口唇内面が丸く玉縁状に肥厚する傾向が顯著なことも該期の特徴である。第3段階はおよそ7世紀の第四半期に想定されている。なお、そのほかにも、小振りの模倣坏（1）や暗文を持つやや硬質の坏（10）、器高が低く多少口径の大きい北武藏型坏と同様の手法による皿（12）等が出土している。

大溝出土遺物

次に真下大溝からの出土遺物について見てみよう。

真下大溝からの出土遺物は、相対的に上層と下層に分けて取り上げられている。ここでは大溝の年代の上限を捉るために、下層出土遺物について検討してみよう。

下層出土遺物のうち坏類は、いくらかの時間幅があり、单一の時期とは考えられないが、中でも古い様相を呈し、上限を表すと考えられる遺物（3、4、6、7）は先の1号住居址出土遺物の主体を占める坏類に比したとき、大振りなものに法量分布の中心が移っていることや、口唇内面の丸く肥厚する度合が弱い等、やや後出的な様相を示している。坏F類の組成中の位置の高まりも、特徴的であろう。赤熊編年では、やはり第3段階の中で捉えることの出来るものである。

遺構相互の年代

このように、1号住、大溝下層とともに第3期として捉えられたが、両者の遺物を比較したときにその差は明白で、明らかに1号住居址が古い様相を呈しており、両者の坏類には、いくらかのヒアタスがあるように思われる。いずれも第3期として捉えられるとはいえ、1号住居址→真下大溝といった関係を認めることが出来よう。

ここで、真下大溝下層出土遺物を真下大溝の上限即ち、開鑿年代に非常に近いものと考えた時、〈1住→大溝〉といった新旧関係が捉えられる。

3. 真下大溝と集落

児玉郡には、本遺跡の周辺に所謂大溝と呼ばれている遺構がいくつか存在する。これらについては岩瀬 謙氏によって概略が考察されており、各々の年代なども整理されている。この中で真下大溝の下流と想定されている将監塚・古井戸遺跡の大溝は、前述の岩瀬氏によって報告されており、出土遺物中で占め

る割合が非常に僅少であるとは言うものの第3期からの遺物が出土している。

真下大溝の年代

つまり、真下大溝についてはその初現的な遺物は第3期であり、同一の流路と考えられる将監塚・古井戸遺跡の大溝についても初現的な遺物は第3期である。なお、先の将監塚・古井戸両遺跡の集落の出現も同様に第3期からであるが、きわめて住居址数は僅少で、著しい増加がみられるのは、第4期前半からである。

住居址出土の土器と異なり、溝から出土する土器は遺構の機能と直接的な関係が得難いことが特徴である。ここで、溝から検出された土器片の大部分を流入物と仮定するならば、一般的にその流入源は遺物検出地点の上流側に位置している住居址などの生活域であって、出土遺物の初現的なものを以て時期の決定を行ひ得るとは言いきれない点を重視しなければならない。このような点から、あらためて捉え返して見るならば、大溝出土の第3期に該当する遺物は、より上流の例えば真下境東遺等からの流入物であると考えられ、大溝の開鑿年代も該期としておおむねよいであろう。ここで各遺溝を相対的に年代順に編成するならば、

遺跡相互の年代

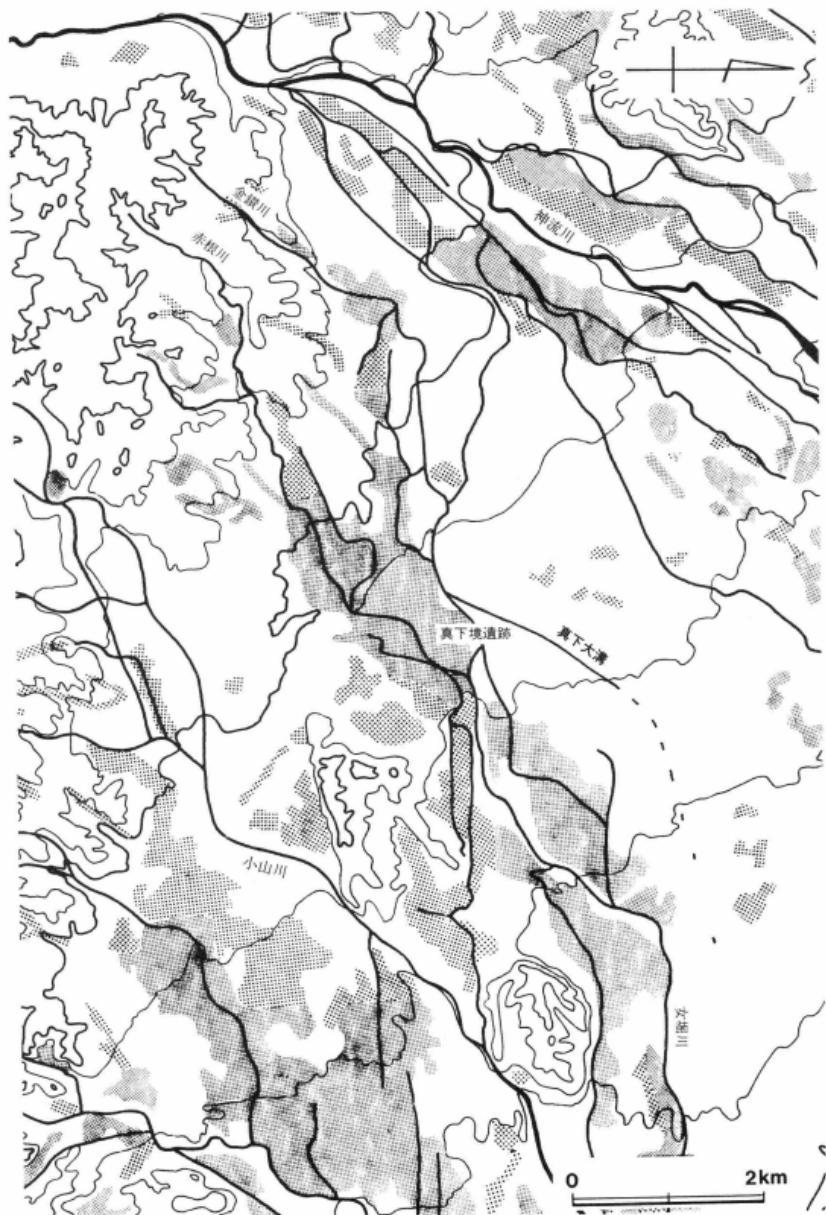
今井遺跡群他→真下境1住→大溝→将監塚遺跡他

となり、基本的には真下と今井などの集落があり、統いてこれらを繋ぐような形で真下大溝が作られ、次に両集落の中間地帯で大溝より南側に集落が展開したと考えられる。

(大屋道則)

注

- (1) 将監塚・古井戸遺跡の出土遺物については、赤熊浩一氏に懇切な御教示を得、出土遺物観察の機会を与えて頂いた。明記して感謝したい。



第19図 真下大溝周辺の水系と水田

第V章 古代児玉郡の開発と真下大溝

——古代用水史と地域開発史の視点——

はじめに

児玉郡地域の開発史と中世形成期の問題は、近年、用水・治水史を軸に展開し、活発な議論がある。しかし、その立論の枢軸を成す「九郷用水」の開鑿の年代については、きわめて恣意的な解釈がなされており、不安定な基盤の上で理論的展開が行われているといってよい。このような基本的问题について未検討のまま自らの論理に引き付け、児玉郡の基幹的用水系統である「九郷用水」の問題を取り扱うならば、この地域の具体的な歴史的営為から乖離して行くことは明白であろう。

真下境東遺跡において検出された古代の大溝遺構は、水路跡であると推定され、しかも本庄市将監塚遺跡で検出された大溝遺構と同一の遺構であると考えることのできるものである。さらに、この遺構は「九郷用水」から取水したものであると推定されるところから、このような地域的な用水史に接近する為の良好な資料であるといってよいであろう。

本稿の視点

児玉郡を中心とする用水・治水については、近年の中世史を中心とする問題意識の高揚に対する考古学からの見解を提示する要請がある。しかし、地域史に関わる研究は、その資料的な制約から基本的な方法が体系化されておらず、現地踏査の有効性を保証する方法もまた確立されていないといってよい。したがって、地域史についての今日的な研究は、このような基本的な方法の脆弱な基盤を直視しつつ、地域の史料的な貧困を克服する方法論的な模索による理路の開拓が果たされなければならないのであろう。

児玉郡の古代用水史の問題については、かつて「古代児玉郡の土地利用と村落の変貌」（鈴木、1984）等において問題提起を行ってきた経緯もあり、本遺跡で検出された大溝遺構の分析に本庄市将監塚遺跡で検出された大溝遺構を始めとする近年の発掘調査事例を加え再論を試みたい。ここでは、真下境東遺跡を中心とする具体的な事例を通して、児玉郡の用水史への接近の試みとして幾つかの問題提起を行い、併せて本庄台地の水害史の一端を成す「久城水」の問題についても検討して行きたい。

1. 「真下大溝」と「九郷用水」

真下境東遺跡で検出された大溝遺構は、その開鑿路の延長上に将監塚遺跡で

検出された大溝が存在し、相互の開鑿路の推定路線が直線上に重複するところから、この両遺跡で検出された大溝遺構はこの路線上に連続するものと考えることができる。また、神川町真下境西遺跡においてもこれらの推定路線上に連なる溝状遺構が検出されており、直線的に開鑿された大溝であることが推定される(注1)。さらに、真下境東遺跡と将監塚遺跡で検出された大溝遺構からは、年代的にも略同時期と考えることのできる土器群を出土している(岩瀬、1988)。以上のことから、これらの大溝遺構は、九郷用水付近より真下境西遺跡、真下境東遺跡を経て将監塚遺跡に至る直線的な路線をとると考えられるものであり、遺構の機能していた時期の上からも無理なく同一の遺構と推定しうるものである(注2)。

大溝の命名

この同一の大溝遺構に、各々遺跡名を冠して呼称するのは徒に煩雑さを助長するばかりでなく、遺構の把握と理解に誤解が生じると考えられるため、ここでこの一連の大溝遺構を「真下大溝」と呼称することにしよう。

開鑿の目的

この「真下大溝」の機能は、検出された溝底面の状態や堆積物の状態から顯著な水流の痕跡を認めることができるものであり、用排水の目的で開鑿されたものと推定される。しかし、この大溝の流末に積極的な灌漑すべき水田が想定しえないところから水田灌漑用の水路と考えることは難しい。真下大溝は、その機能していた年代が集落設営期以降に及んでいることが出土遺物等に拠って推定され、さらにその枝溝が将監塚遺跡の集落内に延びているところから集落の存続期間には既に用水として機能していたとみてよい。したがって真下大溝は、岩瀬謙氏の推定されるように、これらの集落跡と有機的な関連をもっているものと考えができる。かつて将監塚・古井戸遺跡の集落との関連において、この大溝遺構の開鑿の目的に排水路的な開鑿の目的を想定したことがあるが、集落内に枝溝を引き込んでいる状況から考えるならば、集落の生活用水を得るという性格を、無視することはできないであろう。また、真下大溝に付随する枝溝については、主に生活用水としての目的を想定できようが、性格の明らかなものも存在するようであり、将監塚遺跡以東の流路の問題と併せて今後の検討を必要としている。

真下大溝は、本庄台地面を縦断するように開鑿されており、この台地上に自然的な水源が認められないところから、その水源が問題となろう。この大溝の水源は、九郷用水に隣接する神川町真下境西遺跡に直線的に延びていることから、この直線の延長上に存在しているものと推定されるものである。この延長上は、現九郷用水の屈曲点が相当し、真下境東遺跡や将監塚遺跡において溝底面にかなりの水流の痕跡が認められるところから、九郷用水に極めて類似した水系から引水していたと考えができるものであり、「九郷用水」の開鑿

年代や性格を考える上で、重要な示唆を与えるものであるといってよいであろう。

条里との関係

将監塚・古井戸遺跡等の本庄台地に占地する大規模集落は、条里水田に接して占地し、これらの水田の開発時期と比較的近い時期に集落が設営されたものと推定されるところから積極的に相互の関係を推定してよいであろう。したがって真下大溝は、その直線的な開鑿路やその位置から、集落の形成や条里水田と緊密な関係をもちながら計画的に開鑿されたものであると考えてよい。「九郷用水」の開鑿は、旧稿で推定したように古代に開鑿されたものであり、集落や条里水田と有機的に関係しているものであることが、その後の資料的な増加によって更に具体的な水準で明確になりつつあるといつてよい。

集落との関係

将監塚・古井戸遺跡においては、真下大溝の北側に集落が展開せず、集落の設営に関わる開鑿路をとっていたことが推定される。つまりこの大溝は、集落の設営を意識したもの、ないしは集落に規定されたものであると考えられ、本遺構から検出される遺物の上限や集落遺跡の占地から推しても、真下境集落跡の形成期直後から将監塚遺跡の形成期にかけて開鑿されたものと推定することができる。

八幡太神南遺跡や立野南遺跡あるいは真下境遺跡のように真間式でも比較的古い一群を出土する大溝開鑿以前と思われる集落は、真下大溝の北側にも広がりを見せているが、将監塚・古井戸遺跡や共榮の集落等は大溝の南側に占地し、古い集落が再編成された情況を窺わせる。前者を真間期第一次集落、後者を真間期第二次集落としてもよい。これらの集落の形成時期から、従来の集落の再編成が概ね7世紀中葉と7世紀終末から8世紀初頭に行われたことを端的に示しており、近隣の神川町白樹原遺跡等の例を考慮するとき、この真間期第二次集落の形成は比較的広範に行われたことを予想させるものである。とくに、将監塚集落の設営には、真下大溝の開鑿を前提とする部分があり、公共性の強い労働の徴発と編成を前提とするところから、この集落もまた政治的に編成された部分を認めるべきであろう。このような7世紀中葉から8世紀初頭に至る間の集落の変化は、この地域の集落が律令的な集落に編成されて行く過程を反映していると考えてよいが、年代推定の根拠となる土器群の暦年代の厳密な考証を前提にしない安易な解釈は慎むべきであろう。

児玉町上真下地区の児玉条里遺構は、近年の発掘調査によって真間式土器の完形品を含む溝状遺構が現況の条里遺構の下に検出されるなど、少なくとも8世紀代には機能していた可能性が頗る高い。したがって将監塚遺跡集落の設営に先立って条里水田の開墾が開始されている可能性をも考慮しなければならないことを示すものであろう。九郷用水中世開鑿説に依拠した場合は、現在にお



第20図 真下大溝と久城水



久城水の流路については（水島、1984）による

いてこの区域を中心とする条里水田を灌漑しているのが「九郷用水」であることから、古代においてこれらの水田はどの様に灌漑していたのかを提示する必要があろう（注3）。

古九郷用水

古代における児玉条里水田の灌漑について考える上で、児玉町堀向遺跡の発掘調査によって検出された九郷用水に並行する古代水路跡が注目される（注4）。この水路跡は、現九郷用水の流路の直線上に検出されたものであり、九郷用水の古い開鑿流路すなわち「古九郷用水」の埋没路線であると推定されるものである。

この水路からは土師器小破片等の出土を見るが、積極的に年代を推定できる資料ではない。この水路跡が機能していた年代は、出土遺物に捉って限定することが困難であるとはいえる。浅間山系B軽石の純層が遺構の上面を覆い年代を限定していることに注目すべきであろう。しかし、火山性噴出物の堆積層を年代推定の根拠にする場合は、一定の注意が必要である。例えば太平洋戦争後、児玉飛行場の開墾に伴って開鑿された排水路の調査において、該水路の上層から浅間山系A軽石の純層が検出されていることに注意すべきである。このような軽石の純層の堆積状態は、この排水路の周囲の表土層に比較的多く混入している軽石が雨水と共に流入し洗い出されて純層を形成したという状況を推定させるものである。つまり、1783年（天明三年）に降灰したこの軽石は、1940年代以降に掘削されたことの確実な排水路中において純層を形成しているのである。この間160年以上もの年代的懸隔があるところから、水路中の軽石の堆積によって直接に遺構内の軽石堆積層の暦年代とする考案は、批判されるべきであろう。

古九郷の年代

ともあれ、この堀向遺跡で検出された大溝の開鑿年代は、B軽石層以下に堆積する泥炭質の有機物を多く含む水流の痕跡の比較的稀薄な土層を挟んで本来の大溝の覆土となることから、この溝が機能していた時期は古代に遡ることは確実であろう。またこの大溝は、その上部に厚い堆積層を挟んで浅間山系A軽石を含む水田床土層があり、本遺構において検出されたB軽石の純層は降灰以降懸け離れた年代に堆積したものである可能性を排除することができる。したがって、この大溝の機能していた年代は、浅間山系B軽石の堆積層以下にこれを含まない溝覆土が堆積しているところから浅間山の爆裂以前に遡るものであることは確実であり、軽石層の堆積も爆裂から著しく年代的懸隔を有するものではないと考えることができる。また開鑿時期の上限については、和泉期の集落である堀向遺跡の集落跡を分断しており該期以降の開鑿であることを端的に物語っている。このことから、この大溝遺構の開鑿年代は古代に遡ることは確実であり、少なくとも和泉期以降、12世紀初頭の浅間山爆裂迄の間に年代内に

取まるものであるといって差し支えないであろう。

この大溝の覆土は、先の将監塚遺跡や真下境遺跡で検出された真下大溝の覆土が多く砂礫を含んでいるのに対して砂礫の堆積量は少なく、比較的統飜された水流を窺わせる堆積状態を呈していることに注目しておきたい。一方では、このような堆積の状態から、この「古九郷用水」の水源を神流川に求めるではなく、伝統的な水源からの取水を想定することもできない訳ではない。ここで、児玉条里水田灌漑の水源や「古九郷用水」の水源の問題について検討してみよう。

古九郷の水源

「九郷用水」の水源あるいは古代の灌漑用水には、一般に児玉郡の自然的な水系である金鑽川・赤根川の水系の流水を利用したと考える場合が多いようである。しかし、赤根川による灌漑は、「新編武藏風土記稿」によると、塙谷村では「用水は赤根川を引き沃ぎ、其足ざる所は村内の溜井を用ゆ」とあり、田端村においても「用水は村内に溜井を設け、且赤根川といへる幅五尺許の細流あり、是等をもて水田に沃げり」とある。さらにこの赤根川灌漑区域に相当する地区では、赤根川と溜井の併用によって灌漑しているとはいえ、用水は不足しがちで旱魃が屢々認められることも注意すべきであろう。また、金鑽川についても、金鑽村において「渓水を引て用水とし、屢旱損す」とあり、近世においても広域に灌漑する程の充分な水量があったと考えることはできない。もちろん、近世におけるこれらの河川の水量を直接古代に遡らせて考える訳には行かないであろうが、古代における灌漑用水を考える上での参考になろう。

「九郷用水」の中世開鑿論者は、古代条里水田の灌漑用水を金鑽川・赤根川水系の水源に依存していたものと推定されているが、不足しがちのこの水系の水資源を更に分水し、水路的性格を有する真下大溝を開鑿したものと考えることは難しい。むしろ、この大溝の接する「九郷用水」は、基本的に先の水量の不足する金鑽川・赤根川水系以外の水資源として、現九郷用水路の前提である神流川水系の水を引き込んでいたものと捉える方が合理的であろう。条里制施工に伴って開田されたと考えることのできる上真下区域の水田の灌漑を考えならば、従来の水量を超えた水源の確保が条里水田開田の前提であると考えるべきであろう。

古九郷の機構

このように考えるならば、古九郷用水の水流は、条里水田に水を供給する必要のない期間や水が多く侵入する期間については、将監塚遺跡等の集落背後の真下大溝に水を落とす機構の存在を推定すべきであろう。あるいは現状のように現「女堀川」に分水していたと推定するならば、この「女堀川」にも放水していたと考えるべきであろう。つまり、この両水路に放水する水量を調整する機構が水田灌漑に直接関与しない集落背後の大溝に大量の水流があったこと

のひとつの前提であろう。つまり、日常の生活用水として利用すると同時に、灌漑の調整機能を果たす排水路的機能を有しているところに、真下大溝と古九郷用水に関わる用排水機構の特徴があるものと推定しておきたい。

2. 呂玉郡における古代用水史の視点

呂玉郡における古代の開発を考える上で、「古九郷用水」の開鑿は一つの大いな画期であると考えることができる。この用水路の開鑿と、集落の設営や条里の施工がほぼ近い時期に行われていることは、この用水の開鑿に伴って古墳時代までの水利と耕地の関係に大きな変化をもたらしたことを容易に予想させる。ここでは、この古九郷用水の開鑿が提起する問題について考えてみよう。

集落の占地

将監塚・古井戸遺跡は、真間期に新規に設営された集落の形態をとる「計画村落」ともされる計画的設営にかかる集落である(注5)。さらに、この集落に隣接するように呂玉町辻ノ内遺跡(注6) や真下境東遺跡等の奈良・平安時代の比較的大規模な集落跡が、若干の空閑地を保ちながら本庄台地の沖積地に接する縁辺部を中心に連鎖している状況を認めることができる。将監塚・古井戸遺跡の集落設営期と比較的近い時期の集落の設営はこの地域においては一般的なものであり、真間期初頭に設営された集落が再編成されたような形態を示すものである。このような集落の占地は、集落の南側に接して広大な条里水田を擁しているところから、この条里形水田を施工しその耕地を確保するための占地であると考えるとき始めて合理的に捉えられるものであろう。

この呂玉条里の施工は、灌漑に関わる「古九郷用水」の開鑿を前提にしていると推定され、将監塚・古井戸遺跡や、真下境東遺跡の集落の設営の重要な契機であると考えてよい。また、広大な本庄台地縁辺部に連鎖する大規模な真間～国分期の集落群は、先の真下大溝を一つの前提に設営されたものであり、広範な生活用水の確保がこの時期の大規模集落形成の大きな前提であったと考えてよい。つまり古九郷用水の開鑿は、水田の灌漑用水を確保すると同時に、生活用水の確保のために用水と排水の調整機能を有する真下大溝と有機的な関連をもって開鑿されたものであると考えられるものである。

開鑿の主体

古九郷用水と真下大溝は、単に国家的あるいは在地首長層の権力を背景に開鑿されたものであるとするることはできず、地域の再生産のための生産力の増大と生活の安定に関わる性格を併せもっているところに、一般農民層を開鑿の労働力として動員した前提があると考えてよい。言い換えるならば、従来の共同体的労働を再編成するような形態による開鑿を想起することができよう。

古九郷用水の開鑿主体は、用水の規模と流域面積を考えるならば、ひとつの群集墳の形成に関わるような集団に示される規模のものではなく、古九郷用水

の受益面積の全体に関わるような集団の共同事業として施工されたものであると考えられるところから、旧児玉郡の全域の灌漑に関わる事業であったと考えることができる。この事業を遂行する背景には、伝統的な権威である在地首長層の保有する労働の編成を遙かに越えたものであると同時に、従来の灌漑方式が自然水系の利用を前提に用水を開鑿していたことから考えるならば、先進的な土木技術の移植と適用を前提にしていると推定されるものである。

用水の変遷

ちなみに児玉郡における沖積地内では、美里町日の森遺跡（菅谷地、1978）等に認められるように五領期以降の用水施設が屢々検出され、比較的大規模な土木工事が行われたことを窺うことができる。しかし、検出されている溝状遺構は、岡部町地神祇A・石蔵B遺跡（佐藤、1978）等、鬼高前半で埋没する情況が認められる。また、鬼高後半の用水跡は検出例が稀少であることにも注目しておきたい。このことは、単に未検出の為であると考えることもできようが、鬼高後半での共同性の強い労働の結集力が低下している傾向を認めることも積極的に検討されなければならないであろう。ともあれ鬼高までの灌漑は、自然的水系内の水資源を統轄するものであり、この水系を超えた開発行為は児玉郡内及び近隣においても認めることができることが困難である。これに対して「九郷用水」は、洪積台地を切り開き神流川から引水するもので、基本的に自然的な水系を超えた灌漑方式であり、旧金鑑川・赤根川によって開析された広大な沖積地を灌漑する為の用水系統である点に注目すべきであろう。したがって、旧態の地域的集団の複数を含む、地域的灌漑に関わる大規模な用水であり、全体が一つの構造体として機能するものであり、小地域集団の利害を超えたこの地域始まって以来の未曾有の大土木工事であることに注意すべきであろう。

古九郷の開鑿

つまり古九郷用水は、児玉郡における鬼高時に普遍的な丘陵部の集落規模に認められる小集団による開発や、古墳群の墓域を共有するところの集団規模を超えた労働力の結集と工事全体を貫く計画が前提されなければならず、神流川から標高を徐々に下げながら開鑿される必要のある本水路の場合、わけても施工単位毎の分割開鑿の場合には緻密な事前の計画を想定しなければならない。

このような事業は、それまでの開発規模や技術的背景等から推して伝統的な在地的権威の基に実施されたものとは考え難く、或はその伝統的技術の連続が窺い得ないことから在地の内的な技術的展開の過程で完成されたものと考えることも難しい。このことは、非在地的な技術的な指導力を背景に開鑿されたことを想起させるものであるといってよいであろう。古九郷用水は、單に在地首長層を政治的に編成することによって律令的体制に変化したとするような単純な観点では、この地域の再編成の過程は理解し得ないであろう。古九郷用水の開鑿に関わる労働編成は、單に従来の地域的な権力によって果たされた訳では

なく、また集落の設営の位置やその規模も任意のものとは考え難いであろう。この時期に、社会的な形態あるいは土地所有の問題に関わる地域的な伝統に深刻な変更が加えられたものと考える必要があるだろう。「九郷用水」は、伝統的な占取主体の保有する土地を直接灌漑するための用水路ではなく、沖積地の全域に関わる共同性の強い性格を有する土木工事であることは明らかである。土地所有と土地の占取主体を再編しつつ、伝統的地域的権威を補強、再編成するような動向をこの過程に読み取ることができる。

古九郷の意義

このように考えるならば、古九郷用水や大溝の開鑿等の公共性の高い労働の微発は、基本的に「雜徭」類似の形態を想起させるが、このような労働編成を考える上で、淨御原令において雜徭の実施が定まったとされていることも注目してよい。しかし、曆年代の比定も土器の編年を機軸に成されている以上、単純に今日的な土器群の分析の水準に捉って具体的な政令等に相当させるのは安易に過ぎるであろう。ともあれ、「九郷用水」の開鑿に認められるような統一的な灌漑の方式の導入は、従来の水利を含めた地域的な共同性に大きな変化をもたらし、土地所有の形態と占有の形態の変化の一つの指標となるものであるといってよい。

この地域における水利・水系の平衡状態は、真下大溝の用排水の機構の衰退に伴って徐々に均衡が崩れていったものと推定される。翻って、この平衡状態の変化は、單に真下大溝の埋没の問題としてではなく、むしろ生活用水や排水、水田の灌漑方式の変化として、この経過の背後に潜む歴史的な過程に注目すべきであろう。

大溝の埋没

この間の変化は、真間期以来の集落を構成する居住の小単位規模の住居群に分散しつつ、「女堀川」によって形成された自然堤防上等に集落が移動する現象との関連に注目して分析すべきであろう。この間の経過から、一方では真間期以来の集落の「分解」と移住によって、本庄台地上における真下大溝の生活用水としての必要性が著しく後退し、大溝開鑿の目的のひとつが衰退したことが予想される。またこれと同時に、この時期に新たに開田されたと予想される水田の灌漑に關わる用水の不足を考慮する必要もある。この場合には、「九郷用水」を水源に採る水路の開鑿による灌漑を行う水田の開発が行われたことを示唆しているといってよい。つまり、既設の灌漑水路から引水し開田することが困難であり、必要な水量を確保するためにはより効率的な水利の形態が必要であったものと考えができる。このような、真下大溝の埋没に認められるような従来の用排水系統の乱れは、条里水田の灌漑を支える構造的な灌漑方式の変質を示すものであり、私営田等の個別の灌漑を行う自立的な小經營の出現を暗示するものであるといってよいであろう。

以上のように、「真下大溝」に認められる灌漑用水の調整機構をも有するような、水田灌漑の余剰の水資源を台地上の水路に放水し生活用水に用いるという、水田の灌漑とは直結しない多目的的用水利用は、私営田経営に関わる灌漑用水の取水行為の進行によって、その水量の不足を伴ってくることは充分予想されてよい。またこれと同時に、現女堀川自然堤防上や丘陵部の一定の土地に近接的に居住する疎塊村的な集落形態は、真間期に形成された一定区域に散開する集落形態とはかなり異なった集落形態であると捉えられるものであり、この間に社会的な関係に変化があったことを想起させる。

真下大溝の埋没による水量の減少は、既に本庄台地上の古代集落からの移住が真下用水の廃絶に先行し、埋没が徐々に進行したものと推定されるため、台地生活者の生活用水の不足に直接結び付かず、むしろ間接的にではあれ真間期に形成された集落の解体を促進する方向を有したものとして評価すべきであろう。

水利権の変化

「九郷用水」は、児玉党が開鑿したものとする考案が九郷用水研究の定説になりつつあるとはいゝ、この用水がこれら在地領主層の出現に先行していることは動かし難いであろう。つまり、大方の推定する九郷用水の開鑿主体であるところの児玉党が関与し得たのは、既設の「九郷用水」の管理権や水利権についてであり、この点についても先行する用水施設と水利権の獲得の形態として、公水の意識との確執を伴ったものであったことを考慮しなければならないであろう。児玉党系在地領主層が水利権を獲得して行く過程は、在地社会において律令的な体制を脱却し、農民的地主層、在地領主層としての階級的脱皮を図る闘争の過程として把握する必要があると考えてよい。

すでに見たように児玉郡においては、将監塚・古井戸遺跡の集落跡で認められるように、9世紀中葉ごろより急速に真間期に形成された集落の解体が進行し、沖積地内の微高地上の区域に移住した部分を認めることが出来るが、豎穴住居が消滅する時期以降この同一の区域に次々と在地領主館と推定される館址が出現することは、地主層の出現と在地領主の経済的基盤が伝統の内部から興ったものであることを示している。

中世的灌漑

この時期の基本的な変化は、児玉郡の富豪層が積極的な開墾と共同用益地の排他的占取から、個別的小経営を行う階層へと転身しつつあったことであろう。しかし、このような地主的農民層の出現は、必ずしも円滑に在地領主層へと脱皮する前提を準備したものであるとすることはできない。灌漑用水の水源が限定されている児玉郡では、小経営の主体としての農民層の所有する水田へ灌漑用水を確保するために新しく用水を開く場合においても、在地の伝統的な用水系統から水を引水する必要があったことは近世以降の情況から容易に推察され

よう。私営田経営を行なう農民層が、水田灌漑の用益権に関わる伝統的な水利慣行と「公水」の意識からの脱却を図るためにには、伝統的な神祇・祭祀に支えられた共同体的意識を克服し、自らの経営する水田の灌漑にかかる水利権を社会的に認知させることができた大きな前提の一つであったと考えてよい。農民的的地主層の内部から領主層への階級的脱皮を図る一つの前提には、「公地」や「公水」の意識すなわち共同体の転倒した表現であるところの意識から、完全に超えた意識形態の転換を果たさなければならなかつたと考えてよい。この脱皮は、一方では、中央貴族との姻戚関係による在地における血縁的関係からの離脱であり、他方では伝統的神祇である金鑓神社の居宅近隣への勧請を行うという新しい階級的な共同意識の形成と不可分の関係を成していると考えられるものである（注7）。つまり、何等かの形態で公田を囲い込んだ農民的的地主層が、公水の意識から超越するための精神的支柱として、自らの居宅の周辺に金鑓神社を勧請したものであり、これによって古代的な公水の意識からの解放が果たされ、私営田経営に関わる水利権の獲得に一定の正当性が付与されることによって、社会的に認知された事としての土地の領有が完成したものと見做しておきたい。

九郷の祭祀権

金鑓神社の分霊社が、在地領主の居宅内部にあるのではなく、それに隣接する位置に存在すると推定されることから考へるならば、有力農民層（小経営主）も一定の発言力をもつたかも知れない。しかし、在地的な中小領主層は、宗教的権威を有する在地首長層が保有していたと考えられる九郷用水に関わる祭祀権を何等かの形態において獲得し、「九郷用水」の神流川取水の水口に結集して水利権と祭祀権に関わる共同の利害を確認することによって階級的意識を再生産したものであろう。

灌漑の分割

このような時期における水利慣行は、流域全体の共同の利害のために水路等を保全する側面があるにせよ、児玉郡全域を灌漑するために開鑿された九郷用水の機構と根本的に異なった価値の軸に転換していたことを前提に考察すべきであろう。つまり、土地所有形態の変化は、伝統的な灌漑方式における共同性とは裏腹に、孤立分散的な灌漑形態へ移行する契機を潜在するものであり、従来の「公水」の意識に據って開鑿・配水されている用排水系統の秩序に変化を惹き起こすものであると推察される。分割された灌漑方式は、体系化された用排水機構によって調整されていた部分の変調を惹き起こし、あるいはまた政治的な権力関係に據って休耕田を生み出す基盤となつたであろう。

このように考へるならば、中世における氾濫や洪水は、この灌漑方式の分割の傾向に據って惹き起こされた部分を認めるべきであり、水害形成についてもその歴史的な背景について再検討すべきであると考えてよい。

3. 「久城水」の形成と水害史の視点

扇状地地形を呈する本庄台地の扇央部において、集中豪雨後に本庄市今井付近を中心、「久城水」という表流水の湧出による水害が発生することは夙に有名である。ここでは、その表流水の湧出のおこる経緯を歴史的に検討することにしたい。久城水については、『本庄市史』（本庄市史編集室、1986）等で注目され詳細な記録と分析が行われている。しかし、この久城水の発生については自然の不条理な災害として捉えられており、災害発生の背景としての歴史的な労働の累積による環境の変化と、その歴史上で果たした役割に触れられていないといってよい。

考古学研究における災害史の視点については、能登健氏らによって群馬県を中心とした事例について検討されており、興味深い論点が数多く提示されている（能登、1984他）。ここでは、児玉郡における災害の一つの形態について概観し、今後の地域研究における問題を提起しておきたい（注8）。

和泉期の景観

児玉町真下地域の古代条里水田とその灌漑について考える前提として、まず古墳時代の景観を一瞥しておこう。真下区域における条里制以前の水田の開墾の情況は、古井戸遺跡に隣接する児玉町平塚遺跡、塚畠遺跡（注9）や堀向遺跡における水田耕作土層の検出事例によってその概要を窺い知ることができる。和泉期における台地面と低地面の比高差は、平塚遺跡、塚畠遺跡での調査事例によると約1mあり、本庄台地面から樹枝状の谷が幾つも開析されたように発達している状態を呈している。この低地の谷頭に近い部分については、和泉期及びその直後では水田として利用されていた痕跡は認められず、泥炭質粘質土層と砂層～泥砂層を薄く交互に堆積する、葉理（ラミナ）状の堆積層を形成している。このような土層の堆積状態から推定するならば、おそらくこの谷頭付近の集落に接する区域は滞水しているような土地であった可能性が高いであろう。また、この葉理状の堆積層の各層の厚さや堆積物の粒子の状態から推定するならば、この区域の水深は比較的浅く、周囲の堆積物の流入が比較的顕著に現われていると考えができる。このような景観を呈していた時期は、少なくとも和泉式の多量の完形品を含む土器の集積がこの谷の底面に近い部分に存在することから、和泉期を含む時期であると考えてよい。したがって、この区域は、和泉期には浅い溜池のような湿地状態であり、この谷の下流域に水田が開墾されているような景観であったと考えてよいであろう。この谷頭に認められるような滞水状態は、自然的に形成されたものと考え難く、灌漑用の貯水であったと推定されるものである。このような貯水施設は、その部分の水位を上昇させると同時に、土壤の堆積を促進する働きがあることにも注意しておくべきであろう。ともあれ、この時点における地下水位は、現在の台地上より約

1 m 程度低位にあったものと見做すことができる。

和泉期における水田は、この発掘調査事例から推定すると、本庄台地面からの小さな谷の湧水を利用し沖積地縁辺部を灌漑していたものであり、水田が谷頭の部分にまで達することのない小規模なものであったと考えることができる。これ以外にも本庄市一丁田遺跡（富田和夫他、1986）においては、和泉期の溝状遺構が検出されているところから、沖積地の中央部においては伝統的な水系より引水し、あるいは谷頭から小規模な水田を灌漑した排水を反復利用する灌漑の形態を想定することができよう。ちなみに、児玉地域の自然的河川である金鑓川や赤根川による灌漑は、先にみたように近年までその水量が豊富でなかったことを考えるならば、少なくとも現在より小さな面積に相当する水田を想定しなければならないであろう。したがって、むしろ沖積地縁辺部においては谷頭等の湧水を貯水し開田することに拘って、鬼高峰期には既に伝統的水源の極相まで開墾が進んで行った様を想起すべきであろう。

鬼高峰期の景観

鬼高峰期の景観を推定する上では、先の谷頭部において榛名山二ッ岳の爆裂に伴う降灰であるFAないしはFPと考えることのできる火山性噴出物（テフラ）の堆積層上にも水田耕作土の認められることに注目すべきであろう。したがって、鬼高峰期の景観は、谷頭付近まで開田され、地形に沿って水田が展開しているような状況であったと考えることができる。しかし、平塚遺跡や堀向遺跡の和泉期の溜池状の滯水層は姿を消し、これに変わって和泉期後半頃より水路跡が検出されるようになり、この区域においても児玉町左口遺跡から鬼高峰期の土師器等が検出される比較的規模の大きい溝状遺構が検出されている。この時期においては、水田面が今日よりも下位に存在するとはいえ、和泉期のような集落占地面と水田面の比高差は解消されつつあったものとみてよい。

このような、古代における低地の急激な埋没の背景には、台地部の積極的な開墾による土砂の流入と共に、灌漑用水の整備に伴う人為的な高水位の維持による、低地部の灌漑に付随する泥土の累積的な搬入という事態が想起される。また、水田の小区画によって湛水を図っていたと推定される鬼高峰期の水田においても、労働力の投下によって、絶えず平坦化する方向を有する土壤の移動が促進される。このような労働の累積は、生産性の高い比較的広い同一水準の湛水面積を擁する水田を形成する一つの重要な契機であろう。

ともあれ、貧弱な湧水と不定期な流水に依存する谷の水資源の利用は、貯水する事によって比較的安定した灌漑用水として利用することができるとはいえる、恒常的な安定を図ることは困難であり水稻耕作には必ずしも適合しない。しかも、先にみたように谷部と溜池状の区域の埋没が進行し、鬼高峰期後半には容易に谷頭の湧水を中心とする灌漑用水の確保ができ難い状態になりつつあったこ

とが推定される。

地下水位の変化

古代条里水田跡は、先にみた各遺跡において和泉期～鬼高窓に認められる支谷を埋めるように、その上部に形成されている様子を窺うことができる。このことからも推定し得るよう、児玉条里の施工は、現女堀川の北側の区域において和泉期に主体的であった谷頭の湧水による灌漑用水を基本的に用いておらず、これとは別系統の水源である「古九郷用水」に拠って灌漑されていることに注意しなければならない。古九郷用水は、浅間山系B軽石堆積層下に今日の水田面積に比較的近い範囲に水田層が検出されることから考へるならば、今日に比較的近い水量を確保することのできる施設であったと考えることができる。自然的水系を変更し、神流川から取水する古九郷用水の開鑿は、自然的水系のもつ本来の調整機能を激変させるものであったと予想されるものである。しかし、先にみたように用水開鑿の当初においては、生活用水の確保を主目的とする「真下大溝」の開鑿によって流水量の調整機能を確保していたものであると推定することができる。

この時期には、先に推定したように「九郷用水」の水資源を利用して条里型地割りを基本とする開田と改良が行われる。基本的に水田の灌漑用水は、高位に設置することが望まれるため、先の谷の湧水等は必須の存在ではなくなり、安定した耕作を行うために用水は台地縁辺部まで迂回させるものも認められる。このような灌漑用水の設置と条里水田の整備の結果、地下水位が上昇し、和泉期に認められたような冲積谷への雨水の流下する流路が完全に遮断される。しかも水田として開墾された区域においては、このような水害から守るべき措置が歴史的に累積して行く。この水田の整備と灌漑による一定の水位の上昇によって、本庄台地上における排水機能は著しく低下していた点に注意すべきであろう。しかしながら、この人工的な高水位による影響は、集落域においては真下大溝の持つ排水機能によって一定程度回避され得るものであった。

久城水の形成

真下大溝の廢絶は、その排水に関わる調整の機能の一方を「女堀川」が果たし得たとはい、本庄台地上の排水機能の大半を土壤への浸透に依存する傾向を強めるという結果を惹き起した。すでに、本庄台地縁辺部の小開析谷は埋没し、しかも水位は人為的な上昇が図られていた。豪雨時の流水は逃げ場を失い、台地上の比較的浅い部分に浸透した地下水が、本庄台地の扇央部の特定区域から湧水する。久城水の発生である。こうして湧水した表流水は、台地上の微妙な低地帯を形成する微地形に沿うように流下する。

久城水の形成については、このように歴史的に形成されてきた部分を認めることが出来るといつてよいが、地形あるいは地質等の自然的な基礎をもっているということを認めるに容かではない。

久城水の前提

本庄台地上に認められる久城水の流路となる低地帯の形成について考える上で注意すべき点は、本庄市社具路遺跡の和泉期の集落がこの低地帯によって隔てられて存在していることであろう。つまり、この久城水の流路となる緩い低地帯は、和泉期において既に形成されていたと考えてよい。したがって、該期にはこの微低地帯に豪雨時の表流水が流下する場合があったことを想定する必要がある。微低地帯の形成には、扇状地基盤の地質に関わっていると考えてよいであろうが、久城水の流路においては必ずしもこのような地形を探らず、ローム層の残存する区域も多いことは注意されねばならない。ローム層形成以降においても流水が比較的古い時期から頻繁に認められる区域においては、台地面が開析され谷状の地形を探ることが一般的に認められるといってよい。久城水の流下する低地帯は、基盤層に不透水層が存在し或は基盤に起伏が存在している場合も考慮しなければならないが、古い時期からの形成である場合においては当然ローム層は開析されていると考えてよいであろう。少なくとも久城水の流下する低地帯は、ローム層堆積後の形成にかかる区域が大半であることは明白であり、比較的新しい時期に出現したものであるということは充分予想されてよい。しかし、本庄台地の扇状地端部に相当する、仕切沢の形成過程と郡境の相関について『本庄市史』において詳細に検討されており、久城水の流末においては比較的早い時期より谷状の地形が出現していた可能性があろう。

ともあれ、本庄台地上の豪雨時の湧水は、古墳時代以前から起こり得た現象であると考えてよいが、所謂「久城水」という水害を誘発する様になった基礎には、先にみたように水田と灌漑施設や災害対策等の歴史的な蓄積を前提とする環境の変化が関与したことは認めざるを得ないであろう。

水害史の視点

河川や用水の氾濫について我々が一般調査において確認し得るのは、条里施工以降の氾濫の痕跡である。しかし、このような痕跡は、「九郷用水」の流路に沿って認められ、女堀川に排水し得ない量の水量が用水内に進入したことを見端に示している。このことは一方では、神流川からの取水口での取水方式の変化を考慮しなければならないとはいえ、用排水の調整機能を有していた真下大溝の廃絶の問題との関連を積極的に評価する必要があり、また用水系統内における政治的な各堰の取水比の不均衡の問題を検討しなければならないであろう。中世的な個別的な灌漑方式の指向は、古代的な用排水の体系の桎梏となり、これに加えて真下大溝も埋没して行ったことは、久城水の形成と用水系における氾濫を促進したものであろう。

古代児玉郡地域に居住した住民の開発と改良の絶ゆまぬ努力は、水平な湛水し得る水田面を拡大し、或は地下水位を上昇させた。用水の基本的性格は水位の上昇を伴い、居住区域では水位の下降をもたらす排水路の開鑿を前提として

いる。真下大溝の埋没は、集落形態と用水の利用形態の変化を契機に惹き起こされたものであろうが、この結果、自然的基礎を有する地形に沿って久城水に認められるような表流水の湧出による災害が促進された。

久城水は日常的な統轄された水利区域外の、比較的生産性の低かった土地に集中する傾向を有しているが、近世における本庄宿の発達と共に災害として現象するようになり、久城堀を開鑿することによってこの災害を回避するような機構を形成したものであろう。

地域史の視点

地域史研究における用水史、水害史の研究は、歴史的契機と密接な関係をもつてることを具体的な水準で検討することから始めなければならないものと考えてよい。先にみた「久城水」は、一方では沖積化に伴う台地開拓の過程と考えができるものであるが、他方では、治水に関わる労働の歴史的な累積が招いた災害であるとすることができるものである。自然物と人為物を截然と分かち、環境に関わる歴史的な累積を軽視する傾向は、地域史研究の重大な視点を欠落させるものであろう。地域史が地域史として存立し得る基盤の一つは、このような歴史的景観の形成史であり、地域的「同一性」を自然的基礎と歴史的営為の合力として把握する方向が試行されなければならないであろう。久城水もまた、「自然」と「人間」の相互作用の総体としての人間生態系の相剋による環境の破綻のひとつである。このような災害は、長期的な見通しをもち得なかった、過去の産物であるといってよいであろうが、地域開発と地域史の接点のひとつがここに存在している。久城水は、自然における安定した水系の改変による災害のひとつの典型を成すものであると考えられるものであろう。

ま と め

ここで、本章で検討し得た内容を要約すると以下の通りである。

- ① 真下境東遺跡で検出された大溝遺構は、将監塚遺跡や真下境西遺跡で検出されている大溝遺構と同一の遺構と考えられ7世紀終末頃の開鑿にかかるものと推定されるものであり、「真下大溝」と命名する。
- ② 真下大溝は、古九郷用水や条里水田と密接な関連をもって開鑿されたものであり、将監塚遺跡等の集落の生活用水の確保と古九郷用水の放水等の調整機能を併せもったものであると考えることができる。
- ③ 九郷用水等は、この地域における伝統的権威と技術力のみに拘って施工されたものとは考え難く、より上位の権力による在地社会の再編を想定せるものであるが、地域の再生産と生活の安定に関わる側面を有していたところに一般農民層を動員した施工の基礎があると考えることができる。
- ④ 古九郷用水の開鑿に認められるような大規模で統一的な灌漑の方式の導入

- は、従来の水利を含めた地域的な共同性に大きな変化をもたらし、土地所有の形態と占有の形態の変化の一つの指標となるものであるといってよい。
- ⑤ 真下大溝の廃絶は、公水の意識との闘争の過程をはらむ私営田経営に関する灌漑用水の確保のための個別的灌漑とともに、伝統的な用排水の機構に深刻な変化をもたらした。
- ⑥ 久城水の形成は、自然的基礎を有するものであるとはいえるが、古代的な用排水の機構の変化と灌漑と水田の整備の蓄積による地下水位の上昇がもたらした歴史的災害であると考えることができる。

今日的な課題

児玉郡における土地利用の変遷については、近年井上尚明氏の見解（井上、1988）が発表されたが、旧稿（鈴木、1984）で指摘した現象とはほぼ同様な内容であり、その変更を迫るものではないと見做されるものである。しかし、律令期の考古学的現象を井上氏の指摘のように単純に制度史的に捉えるならば、我々は文献史学に対する地域研究の保有する本来の批判力を失い、考古学研究の基盤をも問われることになるであろう。所謂「歴史考古学」は、近年、曆年代の比定に議論が集中する傾向を読みとることが出来るが、この推定され得る曆年代と歴史上の事件を直接対比する方法に移行しつつあるように見える。歴史考古学において考古資料の曆年代を推定することは必須の前提であることは言うまでもないことであろうが、無媒介に歴史上の事件と結びつけるならば、考古学は永遠に補助学の地位から脱却することはできないであろう。

中世史の地域研究においても、児玉郡地域が近年数多く取り上げられており、中世文書の稀少性を現地踏査によって充当しようという趨勢を認めることができ。しかし、在地でしかも考古資料を中心に調査するものにとって、これらの中世史研究の緻密な論理構成の立論の前提になっている基礎的事実関係に多くの疑問を感じるものである。事実関係を自らの論理に引き付けることによって先の論理的展開が成されるなら、地域研究はますます地域から乖離しつつ中央の研究から予測される事象を適合させるという体裁となり、中世史研究の辺境の地位を脱却する方向を示すことはできないであろう。

地域史研究を推し進める上では、児玉郡の今日的景観が日常的な水利の調整や耕地の整備の歴史的に累積した姿であると捉えるとともに、今日に残された歴史的景観を考古学的手法を機軸に各時期の様相に分離するという地域史研究の方法を鍛え上げて行く努力を怠るべきではあるまい。本稿もまた、図式的理解の埒内に収まるものであるとはいえる、用水史、水害史を集落の変化を通して統一的に捉え返そうとするひとつの試みである。

（鈴木徳雄）

注

- (1) 神川町真下境西遺跡は、1987年神川町教育委員会によって発掘調査が実施されたものである。真下境西遺跡については、調査担当者の田村誠氏をはじめ篠崎潔氏の有益で懇切な御教示を得た。
- (2) この点については、岩瀬譲氏の論考（岩瀬、1988）がある。
- (3) 「九郷用水」中世開鑿説を中心とする研究史については、別稿「九郷用水の開鑿年代」（鈴木、1989）において触れるところがある。
「九郷用水」の開鑿時期は、旧稿（鈴木、1983）で推定した通り、近年の考古学的な成果によって古代に遡ることが確実になり、さらに具体的な年代の推定ができるような資料が整備されてきたといってよい。したがって、従来の中近世開鑿説を基盤に展開されている諸論考は、何等かの訂正を余儀なくされるものと考えるべきであろう。
- (4) 児玉町堀向遺跡は、1988年児玉町教育委員会で発掘調査を実施したものである。なお、堀向遺跡で検出されたこの古九郷用水の旧路線は、圃場整備後においても破壊されずに残されるため、今後の調査によって、有力な年代推定の根拠となる遺物が検出されうるであろう。
- (5) 考古学からの「計画村落」の分析については、高橋一夫（高橋、1979）、利根川章彦（利根川、1982）等がある。また、これとは別の視点から分析されている能登健氏を中心とする「第二次新開集落」等の問題提起（能登健他、1985）を積極的に評価し批判的に再検討すべきであろう。
- (6) 児玉町辻ノ内遺跡については、1986年児玉町教育委員会が調査したものである。なお、調査担当者の恋河内昭彦氏の御教示を得た。
- (7) 児玉党の視とされる有道氏と土地豪族層との姻戚関係については、「阿佐美氏館とその周辺」（鈴木、1988）において触れたところがある。また、児玉郡における在地領主館の周辺への金鑽神社の勧請については、「古代児玉郡における土地利用と村落の変貌」（鈴木、1983）において検討している。
- (8) 峰岸純夫氏らを中心に、浅間山の1108年（天仁元）の爆発による降灰による被害は、従来の公領に大きな打撃を与えることによって、私的土地位所有が進展したことが推定されている（峰岸、1985）。しかし、児玉郡においては、この時点での降灰による被害は、上野地域の被害と比較するときより軽微であったと考えることができ、上野地域の例を適用することはでき難いであろう。
- (9) 児玉町平塚遺跡、塚畠遺跡については、1987年児玉町教育委員会で調査したものである。

引用・参考文献目録

- 赤熊浩一他 (1988) 『将監塚・古井戸Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告集 第71集
- 井上尚明他 (1986) 『将監塚・古井戸Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第64集
- 井上尚明 (1988) 「七世紀における集落の再編成とその背景」『埼玉県史研究』第20号
- 岩瀬 譲 (1988) 「将監塚・古井戸遺跡の大溝について」『将監塚・古井戸—歴史時代編Ⅱ—』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第71集
- 柿沼幹夫他 (1979) 『下田・諏訪』埼玉県遺跡発掘調査報告書 第21集
- 駒宮史朗他 (1979) 『雷電下・飯玉東』埼玉県遺跡発掘調査報告書 第22集
- 佐藤忠雄他 (1978) 『後榛沢遺跡群の調査』岡部町教育委員会
- 佐藤忠雄 (1979) 『大寄B遺跡・西浦北遺跡』岡部町教育委員会
- 篠崎 潔他 (1986) 『皂樹原・檜下遺跡発掘調査概報Ⅰ』皂樹原・檜下遺跡調査会
- 菅谷浩之他 (1978) 『日の森遺跡発掘調査概報』美里村教育委員会
- 菅谷浩之他 (1977) 『北貝戸遺跡発掘調査概報』美里村教育委員会
- 鈴木徳雄他 (1981a) 『金屋遺跡群Ⅰ』児玉町文化財調査報告書 第2集
- 鈴木徳雄他 (1981b) 『深町・城の内遺跡』児玉町深町遺跡調査会
- 鈴木徳雄 (1984) 「古代児玉郡における土地利用と村落の変貌」『阿知越遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書 第4集
- 鈴木徳雄 (1985) 「古代児玉郡における山野の問題」『橋ノ人遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書 第5集
- 鈴木徳雄 (1987) 「古代那珂郡における水利灌溉と在地信仰」『秋山東遺跡』児玉町遺跡調査会報告書 第2集
- 鈴木徳雄 (1988) 「阿佐美氏館とその周辺」『中畑遺跡』児玉町遺跡調査会報告第3集
- 立石盛詞 (1983) 『後張』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書 第26集
- 富田和夫他 (1986) 『立野南・八幡大神南・熊野大神南・今井遺跡群・一丁田・川越田・梅沢』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書 第46集
- 能登 健 (1984) 「新田莊成立以前の人々の生活」『新田町誌』第四卷
- 能登 健他 (1985) 「山棲み集落の出現とその背景」『信濃』第37巻第4号
- 長谷川勇 (1987) 『社具路遺跡発掘調査報告』本庄市教育委員会
- 増田逸朗他 (1982) 『後張』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告 第26集
- 増田一裕 (1987) 『東富田遺跡群発掘調査報告書』本庄市埋蔵文化財調査報告書第10集
- 水島治平 (1984) 「久城堀・女堀・九郷用水堀」『本庄市史拾遺』第20号
- 宮崎朝雄他 (1978) 『中堀・耕安地・久城前』埼玉県遺跡発掘調査報告書 第15集
- 峰岸純夫 (1985) 「女堀開削の背景」『女堀—中世初期・農業用水址の発掘調査—』群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 本庄市史編集室 (1986) 『本庄市史』通史編Ⅰ

図 版

図版 1



1. 真下境東遺跡 A 地点調査区全景（北より）



2. 真下境東遺跡 A 地点 SD-3・4・5（北より）

図版 2



1. 真下境東遺跡 A 地点第 1 号掘立柱建物遺構（北西より）

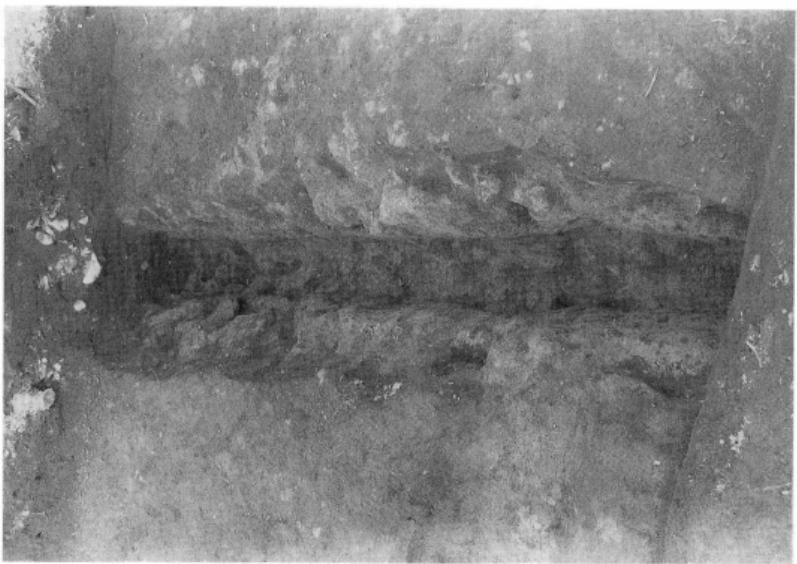


2. 真下境東遺跡 A 地点第 2 号掘立柱建物遺構（北西より）

図版 3



1' 真下境東遺跡 A 地点北半部（南[±]6°）



2' 真下境東遺跡 A 地点 SD-3 (西[±]6°)

図版 4



1. 真下境東遺跡 A 地点 SD-7 (南より)



2. 真下境東遺跡 A 地点 SK-1・2 (北より)

図版 5



1. 真下境東遺跡 A 地点 SK-10 (東より)

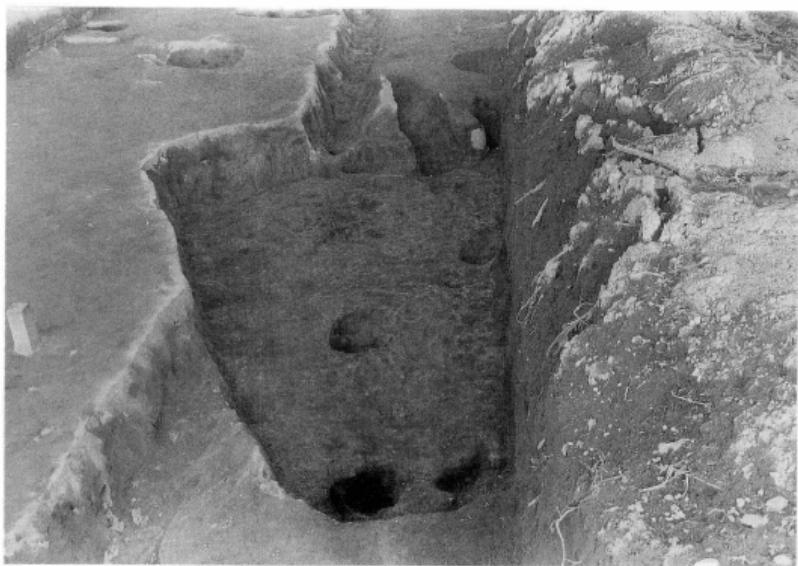


2. 真下境東遺跡 A 地点 SK-11 (西より)

図版 6



1. 真下境東遺跡B地点全景（北東より）



2. 真下境東遺跡B地点第1号住居址（南西より）

図版 7

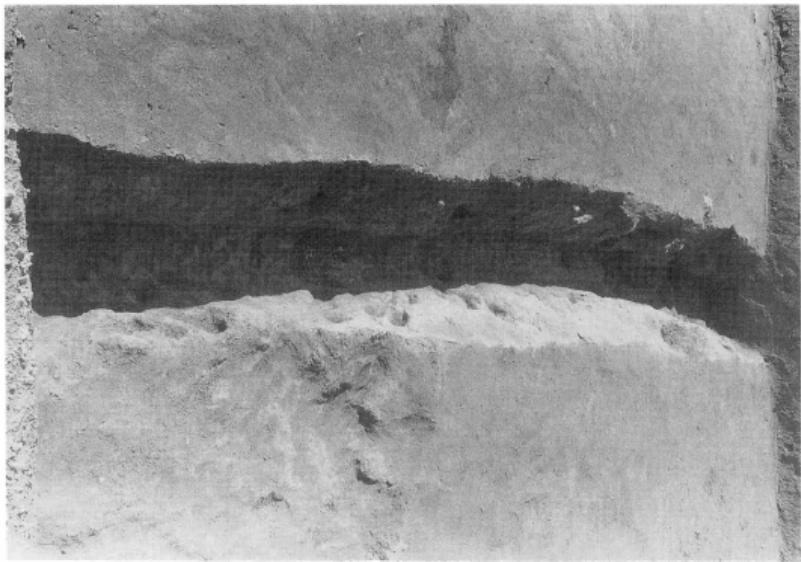


1 真下境東遺跡B地点第1号住居址カマド(南西より)

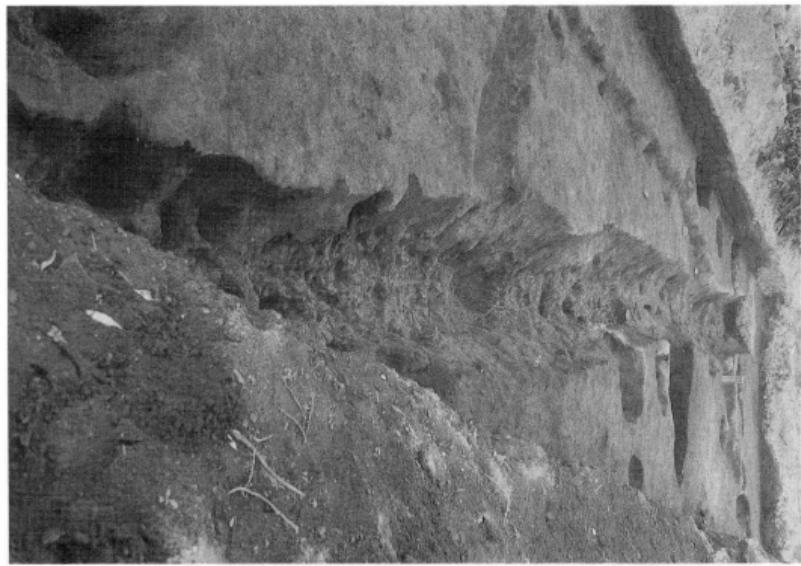


2 真下境東遺跡第1号住居址遺物出土状態（西より）

图版 8



1. 真下境東道路B地点SD—6(東側)

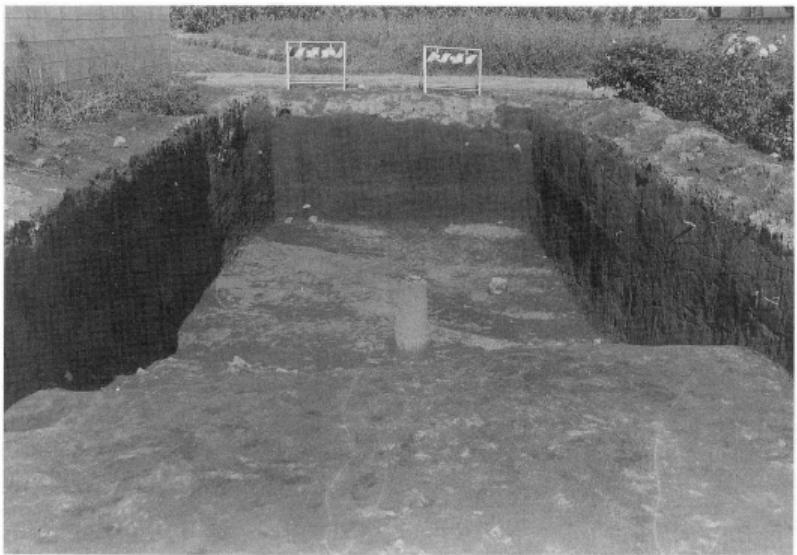


2. 真下境東道路B地点SD—2(南側)

図版 9

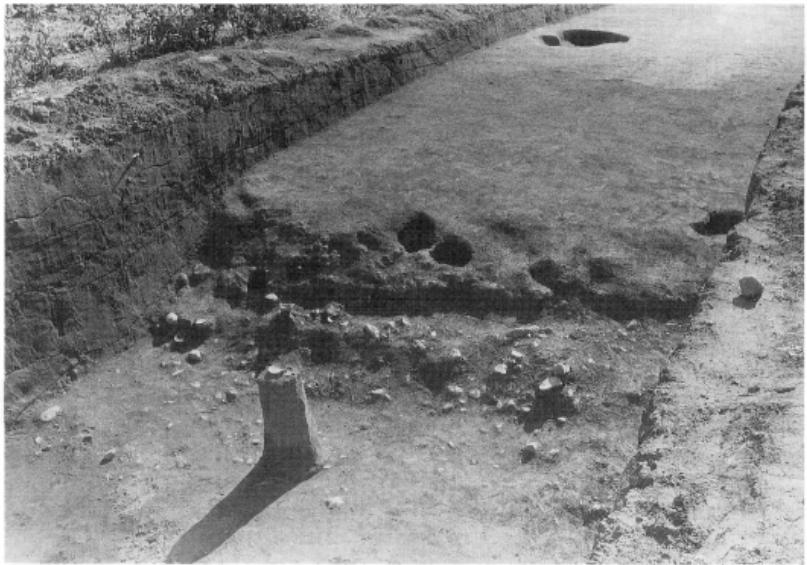


1. 真下境東遺跡B地点大溝遺構（北西より）

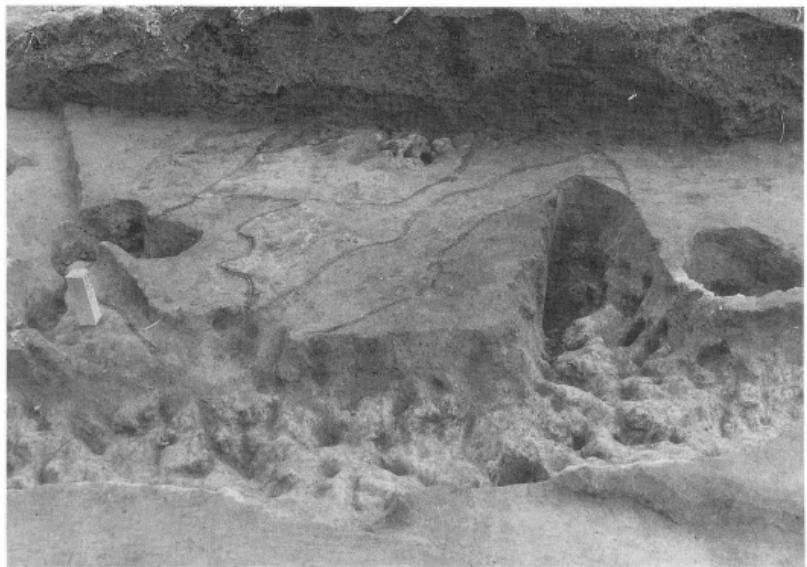


2. 真下境東遺跡B地点大溝遺構（南東より）

図版10

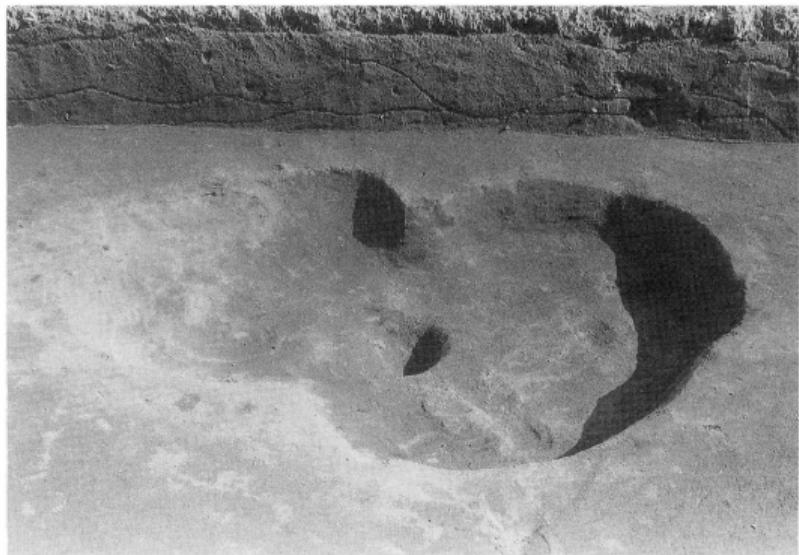


1. 真下境東遺跡B地点大溝遺構（西より）



2. 真下境東遺跡B地点SX-1（西より）

図版11

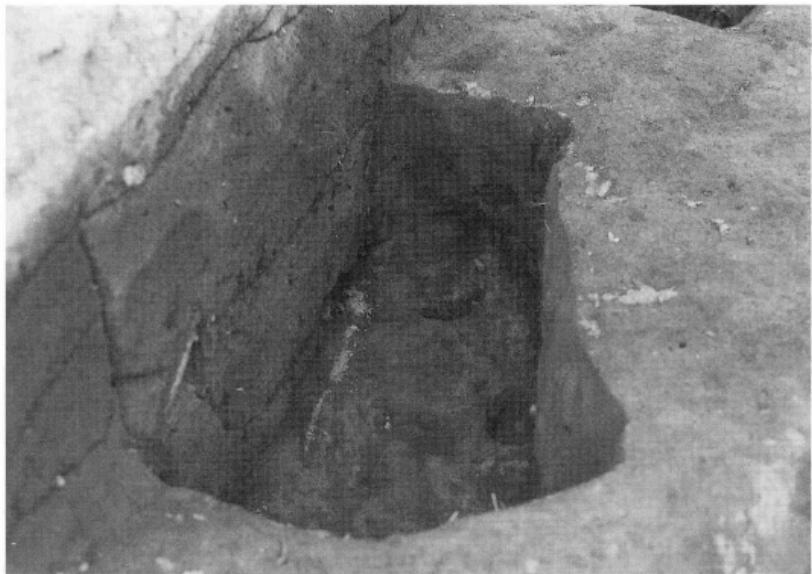


1. 真下境東遺跡B地点SK-5・4（南西より）



2. 真下境東遺跡B地点SK-2（南より）

図版12



1. 真下境東遺跡 B地点 SK-6 南より



2. 真下境東遺跡 C地点旧九郷用水河床礫群 東より

図版13

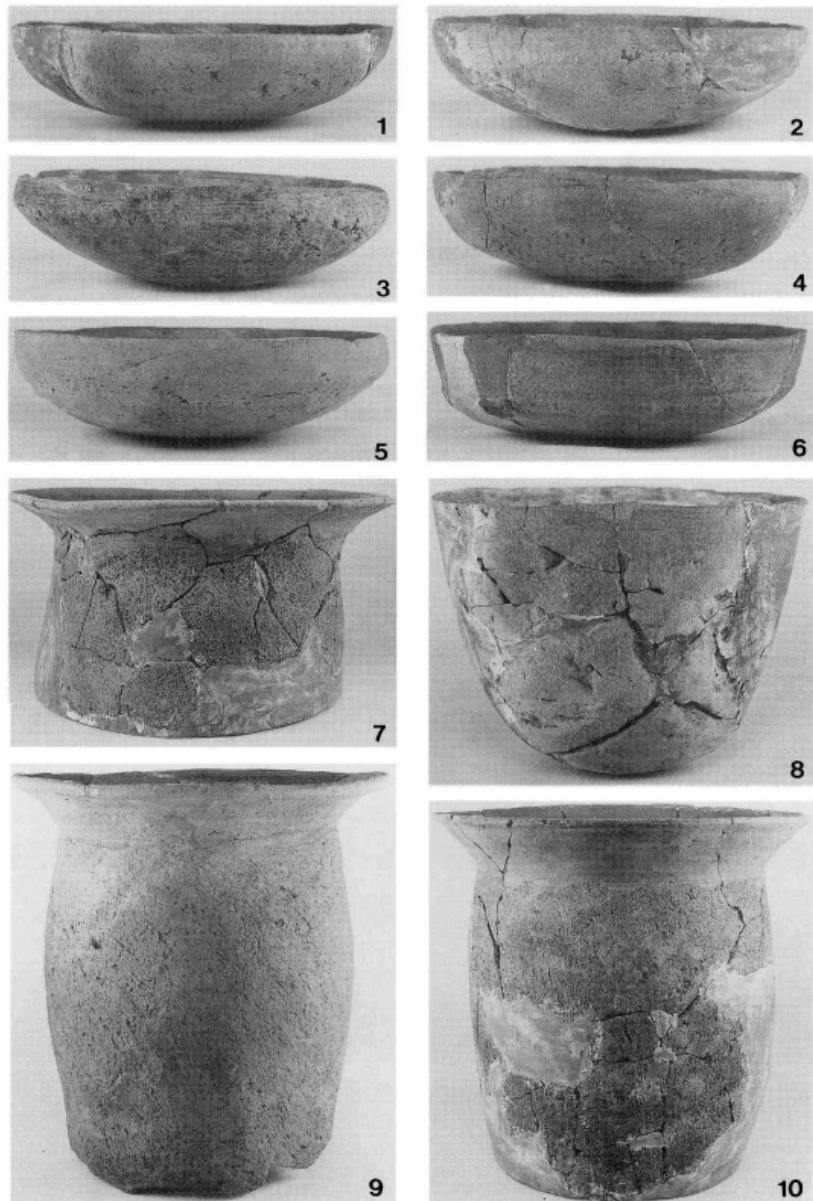


1. 真下境東遺跡C地点全景(南側)



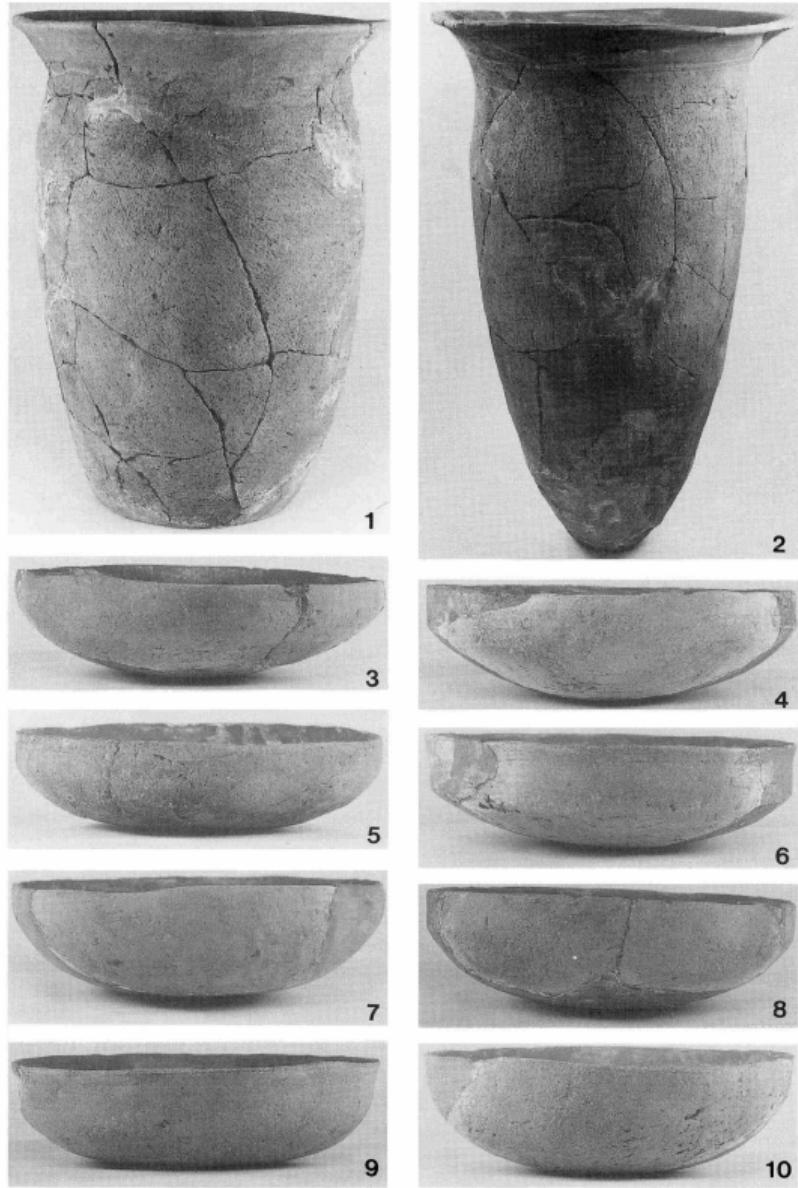
2. 真下境東遺跡C地点全景(北側)

図版14



真下境東遺跡出土土器(1)

図版15



真下境東遺跡出土土器(2)

児玉町文化財調査報告書第9集
真下境東遺跡

児玉町内遺跡群埋蔵文化財保存事業に伴う調査報告書

平成元年3月20日印刷

平成元年3月31日発行

発行者 児玉町教育委員会
埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368
印刷所 たつみ印刷株式会社
埼玉県深谷市東大沼356